

第百八十三回国 参議院 法務委員会 會議録 第八号

平成二十五年六月四日(火曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

五月三十日

池口 修次君

江田 五月君

磯崎 仁彦君

水落 敏榮君

五月三十一日

大河原雅子君

岡崎トミ子君

長浜 博行君

藤本 祐司君

中村 博彦君

六月三日

高橋 千秋君

松野 信夫君

山本 一太君

補欠選任

藤本 祐司君

岡崎トミ子君

中村 博彦君

山本 一太君

補欠選任

松野 信夫君

高橋 千秋君

小川 敏夫君

池口 修次君

磯崎 仁彦君

補欠選任

江田 五月君

蓮 舫君

中原 八一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

草川 昭三君

前川 清成君

磯崎 仁彦君

岸 宏一君

真山 勇一君

有田 芳生君

池口 修次君

江田 五月君

小川 敏夫君

連 舫君

磯崎 陽輔君

尾辻 秀久君

中原 八一君

長谷川大紋君

魚住裕一郎君

森 ゆうこ君

井上 哲士君

前川 清成君

小川 敏夫君

森 ゆうこ君

谷垣 禎一君

後藤 茂之君

盛山 正仁君

田村 公伸君

内閣府大臣官房

参議官

内閣府男女共同

参画局長

法務大臣官房

法制部長

法務省刑事局長

法務省保護局長

厚生労働大臣官

房審議官

佐村 知子君

小川 秀樹君

稲田 伸夫君

齊藤 雄彦君

神田 裕三君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法

律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○民法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議)(参第六号)

○委員長(章川昭三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、水落敏榮君及び大河原雅子君が委員を辞任され、その補欠として中原八一君及び連舫君が選任されました。

○委員長(章川昭三君) 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(章川昭三君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に磯崎仁彦君を指名いたします。

○委員長(章川昭三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府大臣官房審議官杵淵智行君、内閣府男女共同参画局長佐村知子君、法務大臣官

房司法法制部長小川秀樹君、法務省刑事局長稲田伸夫君、法務省保護局長齊藤雄彦君及び厚生労働大臣官房審議官神田裕三君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(章川昭三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(章川昭三君) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川でございます。

犯罪被害者の権利保護の關係の法案でございますが、犯罪に遭われた被害者の方、やはり大変に悲惨な場合が多いわけがございます、やはり社会が対応するということが非常に有意義なことだというふうに思っております。

そんなに昔でもない、私が学生時代に刑事訴訟法等を勉強したときに、この犯罪被害者は刑事訴訟法上どういう位置付けであったのか。どうも思い出しみると犯罪を立証する証拠物の一つではないかと、こんな位置付けじゃなかったかと思ひまして、犯罪被害者に対する対応というものがほとんどなかったんじゃないかというふうに思いますが、しかし、様々な場面で、刑事訴訟法上もそうですし、様々な面で犯罪被害者をしつかりと保護する、ケアしていかうということ、私自身も取り組んでまいりましたし、皆様の理解で様々なこうし

た犯罪被害者の対応策が取られているということ
は非常に良かったと、いいことであるというふう
に思っております。

大臣にお尋ねしたいのは、今回、この法律が
出たことで終わりということではなくて、さらにこ
の犯罪被害者に対する対応、刑事訴訟法上の位置
付けもあるでしょうし、社会の復帰といえます
か、犯罪被害者に遭う前のような状態で社会にまた
元どおりに復帰できるのか、様々な面でこの被害
者の対応が必要だと思いますが、今後のそうし
た被害者、犯罪被害者に対する対応策について、
今後の方針等について所感を聞かせただけだ
ばと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、小川先生がお
しゃったように、私も学生時代、法律を勉強、刑
事訴訟法を勉強しましたときは、被害者というも
のの位置付けはほとんどなかったと言っていたら
ろうと思います。その点では大きな進歩があつた
なと思っております。

これまで法務省としては、犯罪被害者等の方
に、やはりその被害者としての心情や立場に配慮
しながら適切に情報提供を行うように努め
る、それから犯罪被害者御自身が自ら刑事手続に
関与したり、あるいは経済的な損失を回復するこ
とができるような、様々な保護と申しますか、支
援のための方策を、あるいはそのいろいろな制度の
運用改善に取り組んできたところでございます
し、また、日本司法支援センター、いわゆる法テ
ラスにおかれましても、被害者参加人のための国
選弁護制度であるとか、あるいは民事法律扶助制
度を活用するなどして犯罪被害者援助を実施して
きたところでございます。

これは、平成二十三年三月に策定された、もう
委員よく御承知のところでございますが、第二次
の犯罪被害者等基本計画にも盛り込まれておりま
して、今回御審議をお願いしております法律案も
この基本計画で新たな課題とされたものの一つで
ございます。

それで、今現在、その中で残されたものとし

て、今後さらに、損害賠償請求訴訟の準備等のた
めに犯罪被害者等と弁護士等との打合せにカウ
ンセラーなどを同席させることについての法テラ
スから支援がどういうふうに行うのかとか、あ
るいは被害者通知制度における通知内容をもつ
と拡充していく必要があるのではないかなどとい
うことを検討しているところでございます。

それで、私も実はこの犯罪被害者の所管が内閣
府だということを法務省へ来るまでよく知らな
かつたわけですが、内閣府あるいは厚労省ある
は警察、関係の官庁はいろいろあると思いま
す。よく連携を取りまして、犯罪被害者の立場と
いうものを十分考えまして施策を進めていき
たいと、このように考えております。

○小川敏夫君 今後もしっかり取り組んでいた
きたいというふうに思います。また、そもそも犯
罪被害者を出さないということが更に最も基本か
なというふうにも思っておりますので、そうした
面からの取組も是非よろしくお願いいたします。
さて、少し話題を変えますが、例えば、一般論
として大臣にお尋ねしますが、検事が犯罪を犯す
と、いや、これは一般論としてお尋ねしますが、
というふうなことがあつた場合、これは法務大臣
の姿勢として、やはりそれは、不正は不正であ
り、事実を明らかにして、処罰等対応はきちん
と、そして二度とそういうことが繰り返されな
いようにという対応を取って国民の信頼を図る
というのが取るべき方策だと思ふんですが、しか
し、場合によっては、いやいや、そういうこと
を明らかにしたらちよつと国民から信用が傷つ
ちやうからこれは少し内々にしておこうとか、
いやいや、事実はまあ余り、蓋しちやうかたが
いいんじゃないかとか、そんな対応中にはある
もしませんが、一般論として、大臣としては、
法務省を所管する大臣として、検事が犯罪をし
たというふうなことがあつた場合にはどうい
ふふうな対応をしたらいいか、どういふふう
に、このようにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これもあくまで一般論

でございますが、二つあると思ふんですね。
一つは、犯罪を犯したわけですから、個別的な
捜査の問題になります。それで、この個別的な捜
査の問題に関しては、これはある意味では他の犯
罪におけるのと全く同じだろうと思ふます。つま
り、個々の捜査等々について余り政治的な立場で
介入することがあつてはならないと、これは指揮
権ということが定められている趣旨をどう理解す
るかということでございますが、一つはそういう
問題があるかと思ふます。

もう一つは、全体、検察の仕組みそのものとし
て、何か全くその本人の個別的事情によるものな
のか、それとも組織として何か問題があるのかと
いうようなことはやはりきちつと整理をしていか
なければいけない問題があるかと思ふます。
極めて概括的な一般論的なお答えですが、その
二つの要素があるかと思ふます。

○小川敏夫君 特に、大臣の今のお考えの中で、
組織として問題があるのかどうかということも
しっかりと見極めるべきだということもござ
りました。それは、恐らくその大臣のお言葉を更に敷衍
すれば、組織として問題がある場合にはその組織
そのものをきちんと正さなくてはいけないと、こ
ういう結論を導く言葉だということに思つてお
りますので、私、そういうふうな理解をしまして、次
に具体的な質問に移らせていただきます。
平成二十四年の六月二十七日に最高検察庁で、
国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違
反事件の捜査活動に関する捜査及び調査等につ
いてという報告書を出しました。この中で、田代検
事について人事上の処分を科しておるわけでござ
います。この人事上の処分を科した、その理由は
いかなることであつたんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは田代事件でござ
います。被処分者は東京地検特捜部の検事だつ
たわけでございますが、政治資金規正法違反事件
の捜査に従事しておりましたが、同事件関係の取
調べを行った後、その取調べ状況を記載した特捜
部長あての捜査報告書を作るに当たりまして、実

際には同日の取調べにおける関係者の発言が断片
的な内容であつたにもかかわらず、軽率にも具体
的な発言があつたかのような不正確な内容を記載
した上、これらと同部長らに提出したということ
で処分を受けたということでございます。

○小川敏夫君 これに関しては、軽率にもと、不
正確な内容を記載した上と。この趣旨は、言わば
落ち度だ、過失だ、軽率な過失だ、注意力を言
わば欠いたためのものであつて故意ではないとい
う趣旨に読めるんですが、これが故意であれば、
これは公文書の虚偽作成罪になるわけございま
す。そして、これに関して、虚偽公文書作成罪で
はないかという告発を受けた件に関しては不起訴
にして、先般その不起訴に対する検察審査会に対
する申立てが出て、結果として不起訴不当とい
う判断が出ました。

やはり国民が判断して、これは不起訴は不当で
はないかという判断をした点は大変重たいと思ふ
んですが、その点、大臣はどのように受け止めてお
られますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは検察審査会の御
判断ですから、私が論評することは差し控えた
方がよろしいと思ふます。

○小川敏夫君 いやいや、審査会の判断の可否を
聞いているのではないんです。その判断を受けた
結果として、不起訴不当という判断を受けたこと
を踏まえてのお考えをお伺いしたいということ
です。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、当然のことな
がら、不起訴不当ということでありますから、検
察において再捜査を遂げることになると思
います。その点はそういうことだろうと思ひま
す。具体的な捜査に入りますので、それ以上のこ
とは私は御答弁は差し控えたいと思ひます。

○小川敏夫君 まず、処分を行ったということ
は、犯罪が成立するかどうかは別として、やはり
処分を行わなければならない不祥事があつたとい
うことは、これは検察庁自身も認めた上での措置
だということに思ふんですが、こうした場合、ど

ういう事実があったのか。

つまり、不祥事とされることは具体的にどうい
う事実なのかということ私にはやはり国民の前に
しつかり説明して、どういふ事実があったからど
ういふことをしたんだということを説明するべき
だと思ふんですが、どうもいわゆる虚偽捜査報告
書のこの部分については、そもそも報告書のこの
部分があつたというふうな間違いがあつたのかと
すなわち、不正確な内容を記載したというふう
にあるんですが、どこをどういふふうな不正確な
記載をしたのかということについて情報の提供が
全くないんですね。漏出した資料からは想像はで
きるけれども、検察庁なり法務省なりが主体的に
この不正確な内容がどういふ内容なのかというこ
とを自ら公表したことはないんですが、やはり不
祥事というものがあつたというところは国民に対し
てきちんと情報を公開すべきだと思ふんですが、こ
ころ辺の考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) この問題は、その報告
書が出ておられますのは説明責任を果たすため
であつたろうと。また、そのような報告を受けてお
ります。

しかし、現在、四月に不起訴不相当であるとい
う、ああいう検察審査会の報告がออกมาして、段階
は再捜査ということになっております。それ以上
の論評は今の段階では差し控えたいと思つており
ます。

○小川敏夫君 検審の処分といつても、そもそも
昨年の六月に国民に対しては事実を公表している
わけですが、その公表していることが不十分だか
らという指摘を受けているので、どうも、そのこ
ところを検審の不起訴云々を理由にして、処分し
た事実関係について説明をなさらないというのは
ちよつとおかしいかと思ふんですが。

それで、じゃ、どういふ不正確な内容を記載し
たのかと。これは例えば、不正確な内容というふ
うに軟らかい表現を使つているのは最高検察庁だ
けでして、言わば裁判所もあるいは検察審査会

も、非常に厳しくこれは虚偽ではないかという指
摘を受けておるわけでございますが。

まず、これは大臣に答弁をいたしたかなくても、
客観的事実ですから、どこがどういふふうな不正
確な内容かということ私がかここで指摘させてい
たきます。それで、この捜査報告書がありまし
て、その主要部分、これから事実でない記載が
あつた部分を読み上げますので、少し聞いてい
てください。

その前提として、まず検事が石川氏に対して四
項目ぐらいのことを質問したけれども、どうもい
ずれの点についても否定したという前提があつ
て、この前提事実もちよつと事実とは違ふと思
いますが、それで、石川氏が否定したので検事が説
得に入つたという部分が架空の記載があるわけ
ありますが、じゃ、その架空の記載がどういふの
かということをおそらく具体的に読み上げさせてい
ただいて、どういふ架空の記載の内容だつたのか
ということをおそらく説明させていただきます。

「そこで、石川氏に対し、「これらの点に関し、こ
れまで供述して調書にしたことについては、その
とおりで間違いはないか。」と申し向けたところ、同
人は、「うーん。」と唸り声を上げて暫く考え込ん
だ後、本職と以下のやりとりをした。」と。
この「以下のやりとりをした。」ぐらいはいい
ですけれども、ここからの以下のやり取りが全く
架空なんです。

石川 問題はそこですか。そこをどうするか
ですよ。

本職 何が問題なんですか。

石川 まあ、四億の収入と土地代金の支出を意
図的に書かなかつたことやその理由について
は、これまでどおりでいいですよ。

問題は小沢先生に関わる場所ですよ。
だつて、一昨日、小沢先生は検事に対し、改め
て、私から収支報告書への不記載などについて
一切説明を受けていないし、定期預金担保貸付
の必要性などについても説明を受けていない、
収支報告書案も見せてもらつていないなど

言つて供述調書を作つたわけですよ。

それなのに、私が、今日、「これまでの供述は
そのとおりで間違いありません。」つてやつた
ら、小沢先生の説明を否定することになります
よね。

でも、先ほどの四点については、これまで検事
から何回も聞かれ、わたしの記憶している限り
のことを話して、供述調書も取られてるわけ
ですから、それを今更否定して、「あれは嘘で
す。」なんて言えないと思ひますし、本当にど
うするのが良いのか分らないんですよ。
今日は話だけして、供述調書は作らないとい
う選択はないんですか。

本職 本日の供述内容については供述調書を作
成したいと考えているが、それに署名押印する
かどうかは貴方自身の判断ですよ。

石川 常識的に考えて、今更、署名拒否なんて
できないですよ。

署名拒否でも良いですか。

本職 だから、それは貴方自身の判断ですよ。
どうしますか、署名拒否にしますか。

石川 そんな、突き放さないでくださいよ。

本職 既に署名指印した供述調書については、
実際に貴方が貴方の記憶どおりに供述したこと
が録取されているということ間違いはないで
すか。

石川 それは否定できませんですよ。

無理に嘘を調書にされたということはありません
し、その内容も毎回、自分で長い長い時間
をかけて確認した上で署名指印したんですか
ら。

本職 例えば、小沢先生に対する報告とその了
承や、定期預金担保貸付の必要性の説明につ
いて、貴方がどういふ形で供述して調書を録取
したか覚えてますか。

石川 だいたい覚えてますよ。

本職 確か、逮捕された次の日でしたから、今年一月
十六日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の
不記載などにつき、小沢先生に報告をして承

を得たことや、小沢先生からの四億円を表に出
さないために定期預金担保貸付を受けるという
説明をして承を得たことを大まかには話した
と思ひますが。

私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付
については、私自身の判断と責任で行つたこと
で、小沢先生は一切関係ありません。」などと
言い張つていたら、検事から、「貴方は十一万
人以上の選挙民に支持されて国会議員になつた
んですよ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の
秘書だつたという理由で投票したのではなく、
石川知裕という候補者個人に期待して国政に送
り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手
下が親分を守るために嘘をつくのと同じよう
なことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏
切ることになりますよ。」つて言われちゃつた
んですよ。

これは結構効いたんですよ。
それで堪えきれなくなつて、小沢先生に報告し
ました、了承も得ました、定期預金担保貸付も
ちゃんと説明して了承を得ましたつて話したん
ですよ。

本職 そうでしたか。

それで、翌日一月十七日の日曜日、更に具体的
にその状況を確認した上で、供述調書を録取し
ようとしたら、貴方は「安田先生から、土日は
絶対に供述調書に署名したら駄目だと言われ
ているので勘弁してください。」と言つて、供述
調書を作成させませんでしたよね。

石川 確かに、そう言いました。

本職 そして、一月十八日月曜日、土日は貴方
の言うとおりの供述調書は作らなかつたが、今日
はこれまでの供述内容を調書にしますよと言
うと、貴方は、「実は、今日も接見で安田弁護士
から、「どんな内容の調書であつても署名して
はならない。例え供述したとおりのことが書い
てあると思つても、どういふ使われ方をするか
分らないから、署名は拒否するように。」と

きつく言われたんですよ。検事、本当に申し訳

ないんですが、もう一日待ってもらえませんか。」などと言って泣き付いてきましたよね。石川 そのとおりです。

本職 結局、一月十八日も供述調書は作成せず、一日待って十九日になっても、「今日の接見でも、安田先生から署名拒否を強く指示されたので署名できない。」などと言って、こねていたじゃないですか。

石川 そうでしたね。でも、検事から、「供述していることが事実であって、そのおりの内容が供述調書に取られているのであれば、署名拒否する理由はないでしょ。」と理詰めで来られて、私もそのとおりだと思つたので、最後は、私が「調書に署名したことは、安田先生には内緒にしてください。」とお願ひして、この日に供述調書を作ったんでしたね。

本職 そういう経緯で供述調書を作成し、その後何度か同じ趣旨の供述調書を取っているわけだから、現段階で、供述調書への署名指印を拒否したり、供述を後退させる、例えば、最初のころのように、収支報告書の不記載なども定期預金担保貸付も、全て貴方の判断で行つたことで小沢先生には報告も説明もしていませんし、了承も得ていないとするのは、慎重に考えた方がいいですよ。

特に、供述を後退させた場合に、その供述調書を読んだ人がどう思うかということですよ。

石川 どう思いますか。

本職 それは貴方が供述調書を読む人の立場に立つて考えて判断すればいいんじゃないですか。

石川 今更、小沢先生は関係ありませんでしたなんて言っても、信じてもらえないわけがないし、かえって、小沢先生が口止めしたに違いないとか、やっぱり絶対的権力者なんだなって思われますよね。本職 そう解釈される可能性もあるんじゃないですか。

石川 いや、みんなそう思うんじゃないですか。しばらく沈黙した後

石川 分かりました。色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するというところで、供述調書を作ってもらって結構です。

と説き上げました。読み上げた部分を実際にはない架空のやり取りを書いてあるんです。つまり、虚偽捜査報告書の八割、あるいは、この報告書はなぜ石川さんが一月の段階で供述調書に供述して署名したかということの正当化するための報告書だとすると、報告書の主要部分の全部、ほとんど全部、これが架空のやり取りなんです。

これが単なる間違いだと、報告書の記載ですと、要するに、軽率にもですか、結論としては、軽率にも事実でない記載をしたという落ち度というところで済まされているけれども、とてもその軽率な落ち度によって書かれたような内容の架空のやり取りじゃないんです。そういう事実関係からこれをどう思うかと言つても、大臣もそれは立場上ここでは答弁できないでしょうけれども、こういう余りにもひどい架空の状況のやり取りを見て、検察審査会もこんなのは記憶違いなんてことはあり得ないという大変厳しい理由を付けて不起訴不当という判断をしたわけです。

あるいは、この石川氏の供述調書を採用するかどうかという、裁判所も非常に厳しい指摘で検事の弁解を排斥しておるわけです。例えば、東京地方裁判所の決定は、検事が証言したわけです、報告書に書いてあるようなやり取りが一月の勾留段階の取調べのときにありましたと、そのことを五月の段階の取調べと記憶違いしましたと、こういうふうな法廷で証言したわけですが、裁判所は、結論で言う、記憶の混同が生じたとの説明は、確かに信用することができないといつて、言わば検事の説明は信用できないといつて排斥されておるわけです。あるいは、田代検事の公判供述の信

用性には以上で検討したとおり深刻な疑問がある。と。深刻な疑問があると、こういうふうには言っておるわけです。

どうでしょう。五月十七日、つまり、この報告書を作成した前の日や二、三日前のことと、それから四か月前の勾留中の取調べの出来事や取り取りを記憶の混同をしたといつても、先ほど私が長々と述べた架空のやり取りというのを見ますと、誰がどう考えても常識的に記憶を混同して書いたとは思えない。現に裁判所も、そして国民の声を代表する検察審査会も、そんな記憶違いなんでもうおおよそ言わないで、ばか言わないで、言葉は使つていませんが、そういう表現でこれを判断しておるわけです。ところが、検察庁だけが、いや、記憶違いです、記憶違いですと言つて、これを言わばやり過ぎそうとしていっているのかな、そういう状況ですから、やはりこれはおかしいんじゃないかと私は常々問題にしておるわけです。

大臣、そういうふうには言われてもなかなか大臣のお立場上答えられないかもしれませんが、しかし、裁判所から信用できないと、検察審査会からも記憶違いという弁解は信用できないと指摘されているといつて、やはりこれは検察として、あるいは法務省として、どうでしょう、それを指揮監督する大臣として何か所感というのはございませんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一) 委員がお書きになった本も実は森ゆうこ議員からいただきましたと読ませていただきましたので、小川委員がおっしゃりたいことは私はある程度理解はしているつもりでございます。その上で、今、検察審査会の不起訴不当といふことになりましたと、今お読み上げになったことも、実際、あるいは検察審査会で指摘を受けたことも踏まえて今後再捜査といふことになると思つたので、大変紋切り型の答弁で申し訳ないと思つたんですが、それ以上評価にわたることは今の段階では差し控えたいと思つております。

○小川敏夫 大臣が、再捜査している、具体的な捜査にかかわれないというお立場ですから、大臣の答弁としては、今、現段階の答弁としてはそういうことなんだろうというふうには思います。こは、とても記憶違いとしては考えられないというところで説明させていただいて、現に裁判所も検察審査会もそういう判断で来ておるわけですが、もっと深刻なことは、記憶違いという言葉で議論していると一つ事実を間違つて受け止めてしまふようになってしまふんです。

具体的に言う、記憶違いというのは、一月にあったやり取りを五月のやり取りと勘違いしたというのが記憶違いですよ。つまり、田代検事は言っておるわけですね、あるいは法務省もそういう弁解を崩せないと言つているのは、まさに、五月十八日から書いた報告書は五月十七日の取調べの状況を書いた報告書なんだけど、実は一月の取調べのこのやり取りを記憶が混同したんだと、こういうふうには言っておるわけです。

そうすると、一月にこの報告書に書かれたような取調べのやり取りがあったからそのことを混同したといふふうな論理的にはなるわけで、ですから、記憶の混同、記憶の混同と言つていると、この報告書に書かれたさっきのやり取りが一月の取調べのときには実際にあって、それで石川氏が検事の説得に打たれて供述調書が作成されたのかなといふことを一つの前提事実として何か受け止めてしまつて議論をしやすいですね。

しかし、よく見てみると、田代報告書に書かれている事実は五月のときには全くないという、架空のことであることは録音で明らかになっている。じゃ、勾留中の一月の段階にそういうやり取りがあったのかという、これがまた非常に疑問。裁判所は何と言つているか。検事が石川氏を説得して取つた調書じゃないか。石川氏を脅して、あるいはこのくらいのことにはしゃべつた法律の専門家からすれば共謀を認めたことにならないうと、こういうふうには言わばだまして、そして石川氏に署名させた調書だ。だから、田代検

事が言っているような、検事が石川氏を説得して、そして供述調書を取ったものじゃないと、裁判所はそういうふうに出て、それでその調書の証拠採用を、証拠から排除したわけですね。

だから、記憶違い、記憶違いというんじやなくて、そもそも、五月のときの取調べで架空のやり取りだけども、一月の取調べとしても全く事実じゃない。だから、本当は記憶違いじゃなくて、全くもってでたためのことをこの報告書は書いてないじゃないかと。記憶違いということは、一月にそういう事実があった上で記憶違いということですけれども、一月にそういう、この田代報告書に書かれているような、検事が石川氏を説得する場面というものはまさに裁判所から否定されているわけですね。

そうすると、これは記憶違い、記憶違いという議論しているかどうかという事実を問うので、実は記憶違いなんというものがなくて、そもそも自分の違法な取調べを正当化するための全くの架空の作文じゃないかと。少なくとも裁判所はそういうふうには認定しておるわけですね。あるいは、ですから、一月にそういう取調べがなかった、でも田代検事はあったというわけをついて、しかも、あったことと、それと記憶を混同したというふうにもまたうそをついて全く架空の報告書というものを言わば弁解しているんじゃないかという推理ができるわけですね、裁判所はそういう判断を立っておるわけですね。

もう一つ、これも大臣に答弁いただくことじゃないけれども、石川氏はこういうふうに出てくるんです。あなたは有権者の信頼を受けて云々と、何万人かの有権者の支持を受けてたんでしようという説得されたというところは、田代検事に言われたんじゃないんだと、吉田検事に言われたんだと。じゃ、田代検事がいろいろ言ったというの、やっぱりおかしいことになるんでね。

だから、まず記憶違いだと、さっきも読んだ全くの架空のやり取りというものが記憶違いで書かれたということ自体が、もう全く世間の常識からいっておかしいし、おかしいから司法もそんな弁解は採用できるかと言うし、検察審査会も、とてもじゃないがそんな弁解は採用しないというかなりはっきりした表現で弁解を排除されているわけですね。

私は、更にもう一つ言っていて、記憶違いで一月にあったことと記憶を取り違えたという、その話もおかしいと思ってるんです。一月にもなかったやり取りを、ただ書いてあると。

じゃ、一月に本当にここに書かれているような取調べがあったのかどうか、そして、それと勘違いしたのかどうかというところは、それは、取調べを受けた石川さんから話を聞けばこの事実を解明する大きな一つの手掛かりになると思うんです。実際には石川氏の事情聴取はしておらないわけですね。この虚偽捜査報告書を告発された件について供述していないと。

そうすると、石川氏が供述していれば、私は選挙民云々なんということを田代検事から言われた覚えはありませんと、ですからそんなやり取りありません、五月のときには当然として、一月のときにもそんなやり取りはしていませんという供述調書があって、そして、それは当然、本来検察審査会と一緒に送られて検察審査会の判断にもなるはずなものですけれども、これだけ重要な石川さん、参考人を、この虚偽捜査報告書のことについては事情聴取をしないまま捜査を終え、調査を終えて、この昨年の六月二十七日に最終的な処分を出しておるわけですね。やはり捜査のやり方も非常におかしいと思うんですが、というのを私が言いたいわけですね。

まあ、これについてまた所感を聞いても大臣もそれはなかなかお答えにくいでしょうけれども、どうでしょう、私、最初に聞きました、検事が犯罪を犯したときと、犯罪を犯したといっても、それを犯罪として認めない場合もあるでしょうけれども、少なくとも、何らかの不正が法務省なり検察の中であれば、やはりそれは国民が納得できる

ような対応、すなわち、それは蓋をして隠すということではなくて、事実を明らかにして、そしてまた、事実はどういうことがあったのかということとをきちんとして、国民から受けるべき批判はきちんと受けて、そしてしっかりとこの体制を立て直す、組織的な問題があれば組織をきちんとして、そういうことの上で立って同じことを繰り返さないという、そういう組織に戻すということが必要だと思ってるんですが、どうでしょう、そういう点について。

少なくとも、私は、この虚偽捜査報告書の問題について、まず事実関係について国民にオープンにしない、それから、やはりこの処分に至る調査あるいは捜査も含めて不十分だったんじゃないかというふうには思っておるわけですが、大臣としての所感はいかがでしょう。

○**国務大臣(谷垣禎一)** 私は、今委員、るる委員の御意見を伺ってまいりました。これから基本的に検察が見るべきことは、検察審査会等々の指摘も、議決の指摘も十分踏まえた上で再捜査を遂げるといふことだと思っております。それがどういふ結論になるかは、私は今、予断を持って申し上げるわけにはまいりません。

それで、その結論を受けた上で、さらに、どういふ判断を組織としてしていくかというところは、これはないわけではないと思いますが、現在の段階では、そういう再捜査ということ前提にして今お答えできるのはここまでかなと、こんなふうには思っております。

○**小川敏夫君** 私は、この虚偽の報告書、今述べたように大変許し難い、検事の在り方としてあつてはならない行為だと思っておりますが、私はもう一つ、マスコミの報道も事実を余り報道しないんです。どうもマスコミの記事だけ読んでいると、報告書というものがあってその一部だけに何か、あなたは選挙民に言われたのに云々という、何か一部だけ筆が滑ったような誤りがあるような報告書であるかのような報道しかされてないんです。

まず、虚偽報告書の虚偽の内容というものがどういふ虚偽なのかということが報道されていない。だから、マスコミの報道も不十分だと思うけれども、しかし、考えてみれば、検察が、どういふ虚偽があったんだと、具体的に報告書のどの部分が事実じゃなかったのかということ明らかにしてないんです。

私は、やっぱり普通の捜査事件の捜査内容を公開するというのはなくて、やはり検察自体も処分をしたように、刑事事件には立件しなかったけれども、やはり一つの不祥事として処分をしたわけですから、どういふ間違いがあったのか、どういふことが事実でなかったのかという、まず事実をきちんとして明らかにすることが最初だと思ってる。そして、その上できちんとして対応をすべきじゃないかというふうには思っております。そういうふうには思ったものから、今日は大臣に質問という形でいろいろ問題を提起させていただきました。

これで私の質問を終わります。

○**磯崎仁彦君** 自由民主党の磯崎仁彦でございます。時間も押しきりでございますので、早速質問に移らせていただきます。

残念ながら、今犯罪というものは非常に多様化して、また無差別殺人、無差別犯罪というものが起っておりますので、いつ何とき誰が犯罪に巻き込まれるかも分からないと、それが今の世の中だろというふうには思っております。そういった意味では、犯罪被害者等の保護あるいはその支援ということにつきましては、やはり誰もが犯罪被害者になり得るという、そういう前提で取り組んでいかなければいけない問題なんだろうなというふうには思っております。

この問題につきましては、平成十六年に犯罪被害者等基本法が制定されて、それに基づいて、第一次といいますか、基本計画ができ、現在、第二次の基本計画、これに基づいていろんな具体的な施策が行われている。その一環として、今日話題になっております犯罪被害者等旅費の支給の法

案が提出されているということかと思ひます。まず、私からは、非常に基本的な内容の確認でございますが、今回は被害者参加人に対して旅費、日当及び宿泊費を支給するという事になったわけでございますが、これらの旅費等の性格がどういふものなのかということについて、まず冒頭お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(稲田伸夫君) 被害者参加旅費でございますが、これは裁判所で開かれた公判期日などに出席した被害者参加人に支給されるものでございまして、被害者参加人の公判期日等への出席はその意思に委ねられているところがございます。そういうことから、いわゆる義務の履行に対する補償というのではなく、被害者参加人に対する配慮の一環として支給されるものであつて、言わば被害者参加人に対する経済的支援の性質を有するものというふうに理解をしていただきたいと思います。

○磯崎仁彦君 ありがとうございます。そういう性格ということになりますと、訴訟費用として支給をされる公判期日等に出頭させた証人であるとか、あるいは公判期日等において鑑定あるいは通訳又は翻訳をさせた鑑定人、通訳あるいは翻訳人又は国選弁護人等に支給される費用とは性格が異なるという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 御指摘のとおりだろうというふうに思ひます。
○磯崎仁彦君 それでは、続きまして、支給される対象についてでございますが、これも非常に基本的な質問をさせていただきますが、本法律案につきましても、被害者参加として出廷した場合に旅費等が支給をされるということでございます。裁判の公判期日への出席、あるいはその証人尋問、被告人質問、事実又は法律の適用に関する意見陳述、こういった場合には旅費が支給をされるけれども、心情等の意見陳述や傍聴、こういったために出廷した場合に同じ被害者等であつても旅費等は支給されないということになるかと思

ひますが、これはどういふ理由によるものなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(稲田伸夫君) 本法律案は、被害者参加制度の下で、犯罪被害者が被害者参加人として適切かつ効果的に刑事裁判に参加するためには、被害者参加人自らが公判期日などに出席し、一定の訴訟活動を行う機会が与えられることが重要であるという見地から、被害者参加人が公判期日などに出席して訴訟活動を行うことを実質的に保障するため、この公判期日などに出席した被害者参加人に対し国費により旅費等を支給する制度を創設することとしたものでございます。したがって、先ほど御指摘のございましたような、例えば心情の意見陳述のような場合にはこの制度の対象にはしなかつたというところでございます。

○磯崎仁彦君 確かに、この第二次の基本計画の中でも、検討すべき項目としては、被害者参加制度を利用してということが対象になつておりますので、それに基づいての検討ということだったかと思ひますが、被害者団体等からは、心身に重篤な障害を受けて付添人を必要とする被害者が被害者参加する場合にその付添人に対してもという要望も出ているかと思ひますけれども、これについては検討がされたのかどうか、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 確かに、被害者参加の方が公判期日等に出席する場合には、これに付添いをした方の旅費等の負担ということも大きな負担であろうということもございまして、この軽減を図ることも有意義であるというふうには考えたところでございますが、他方で、このような場合にまで旅費等を支給する制度を創設することにつきましては、現下の厳しい財政事情の下で、その必要性及び相当性を考慮しつつ、慎重に検討する必要があるというふうに考えたところでございます。

○磯崎仁彦君 検討の状況はよく理解ができました。 それでは、続きまして、日本司法支援センター、いわゆる法テラスの件につきまして御質問をさせていただきますと思ひますが、このいわゆる法テラスは、法的トラブル解決のための総合案内所ということで大きな役割を果たしているというふうにご認識をしております。

業務内容も非常に多岐にわたるということで、例えば法テラス・サポートダイヤルあるいは法テラスの地方事務所、こういったところに問合せがあつた場合に的確に案内をしていくという情報提供業務、これが一つあるかと思ひます。また、無料法律相談、これを行う民事法律扶助の業務、さらには弁護士やあるいは司法書士の費用などを立て替える犯罪被害者支援業務、さらに司法過疎対策業務、それから国選弁護人等関連業務等、多岐にわたつていまして、どういふ業務領域あるかという役割を担つていくかということにつきまして、今後の方向性等々につきまして何か御見解等がありましたらお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(小川秀樹君) 御指摘ございました。法テラス、今お話ございましたように、大変多様な業務を行つております。今御指摘のなかつた点で申しますと、犯罪被害者に対する援助、支援ということもやつておりまして、民事法律扶助制度を活用するなどした犯罪被害者援助、被害者参加人のための国選弁護制度、被害者等の援助に関する情報及び資料の収集、提供などを実施しておりますほか、この法案が成立いたしますと、裁判所から請求書や必要な資料の送付を受けて旅費等の額の算定、支給を担うことが予定されるというわけでございます。

いずれにいたしまして、法テラスにおきましては、引き続き、関係機関とも適切に連携いたしまして必要な被害者支援の取組を行つていくものと承知しておりますし、法務省といたしましてもこれを適切にサポートしてまいりたいと思ひます。

○磯崎仁彦君 冒頭申し上げましたように、本法律案による被害者参加として出廷した場合の旅費等の支給は、第二次の犯罪被害者等の基本計画において二年以内を目途に結論を出して必要な施策を実施するという、それ、定められた内容に従つて今回法律化がなされたということかと思ひます。

今ここに平成二十三年三月の第二次基本計画とこの案を持っておりますけれども、具体的な項目としましては非常に多岐にわたつて、恐らく二百四十項目にも上るような、そういう具体的な施策というものが定められているかと思ひます。その中には、項目をずっと書いただけのものもあれば、例えば具体的に、今回のこの犯罪被害者の旅費につきましては二年以内を目途にということでも、大体の期限の明示がされている項目につきましても何項目かございます。

今回のこれがさうでございますし、例えば、今申し上げました法テラス関係の、法務省及び日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び進行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等々打合せに同席させることに對して同センターが支援を行うことについて検討を行い、二年以内を目途に結論を出し必要な施策を実施する等々、一年以内、これはもう一年過ぎておりますが、二年以内、三年以内を目途にということですが、ある程度その期間の目安を持つて検討して結論を出すという項目が幾つかあるわけでございまして、この犯罪被害者の旅費等の別の項目について、いわゆる期間の目安が付いているものについて、既に実施をされた、あるいは今この方向で検討しているという、そういうものがございます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今委員がお示しになりました第二次のこの基本計画、今回出しております法律も、御指摘のようにそれにのつとつたもの

でございますが、今後法務省として検討しなきゃならないものは大きく申しますと二つ、今検討しているものは二つございます。

一つは、今おっしゃった日本司法支援センター、法テラスが損害賠償請求訴訟等の準備のため、被害者、弁護士等との打合せにカウンセラーを同席させる、それを法テラスによって支援してもらおうというものでございます。これは今、民事法律扶助制度による立替払の対象とするということについて調整を進めているところでございます。

それからもう一つは、被害者等通知制度における通知内容の拡充というのやはり検討しなければならぬこととございまして、現在は犯罪被害者等々の希望に応じまして、検察庁における事件の処分結果あるいは刑事裁判の結果、それから仮釈放審理に関する情報、矯正施設から釈放された年月日、矯正施設や保護観察における処遇状況に関する情報などを通知しているわけでございまして、犯罪被害者の方々の要望もいろいろございまして、それを踏まえまして、矯正施設や保護観察における処遇状況に関する通知事項を追加するといったことを今検討しているところでございます。

整理でき次第、またいろいろと御協力をお願いして進めていかなければならないことだと、このように考えております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございます。

恐らく二つ目の通知内容の拡充等々につきましては、この基本計画の中でもプライバシーの保護云々という項目もあろうかと思っておりますので、そういったことも配慮しながら前に向かって進めていただきたいなというふうに思います。

時間もありませんので、最後の質問に移らせていただきますけれども、この第二次の基本計画におきましては五つの重点課題ということで、被害回復・経済的支援等の取組、精神的・身体的被害の回復・防止の取組、刑事手続への関与拡充への取組、これが今回の内容でございますが、四つ目が

支援等のための体制整備の取組、そして五つ目に国民の理解の増進と配慮・協力への確保への取組ということ、この犯罪被害というものについてはまだまだやはり国民の皆様の理解といえますか、それが進んでいないところがあるんだろうなというふうに思います。

ただ、やはり冒頭申し上げましたように、誰がいついかなるときに犯罪被害者になる可能性もあるということ、やはり国民全体で、この犯罪被害というところにつきましても、犯罪の防止ということも含めて十分な理解をもらう必要があるんだらうな。これはもう法務省だけではなくて、文科省の法教育的なものも含めて幅広い中で進めていく必要があろうかと思っておりますけれども、法務省の管轄領域としてこの国民への理解の増進ということについて今どういう取組をされているのか、お答えをいただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(谷垣禎一君) 国の被害者に対応する

施策が十分効果を上げるためには、それからまた被害者の方々が地域社会で安心して生活をしていただくためには、委員おっしゃったように、地域社会あるいは国民の理解と協力というのがなければうまくいかならうと思っております。

そこで、今、その理解を図っていくことが大変大事であります、法務省として今やっておりますことを二つ申し上げます。

まず、人権啓発活動の年間強調事項として、犯罪被害者とその家族の人権に配慮すること、これを掲げておりまして、これは一年を通じて、全国の法務局であるとかあるいは地方法務局で犯罪被害者等の人権問題に関する理解を求めるといった講演会を開催したり、あるいは啓発冊子の配布をしたりということをやっております。

それからもう一つは、法教育推進協議会というのございまして、こういうところを通じて、これは、先ほど文科科学省とおっしゃいましたが、学校教育を中心に法教育を普及啓発を法務省としても促進していこうと、その中で法や司法によつ

て自らを守る、あるいは他者を等しく尊重するという、こういう理念、考え方、これを体得させるというようなことを力を入れております。これからもこれは充実させていかなければならないと思っております、関係省庁ときちっと連絡をしながら進めてまいりたいと思っております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございます。

基本法の冒頭にもございますように、やっぱり犯罪被害者等の視点に立つということが一番重要かと思っておりますので、私どもの立法府もそうでございますけれども、行政府におかれまして是非もその視点を持ってこれから行政に当たっていただきたいというふうに思っています。

○真山勇一君 みんなの党の真山勇一です。どう

ぞよろしくお話しします。先ほどもお話ししていますように、今の社会では私たちがいつどんなときに事件に巻き込まれてしまいか分らない、そして巻き込まれれば当然被害者ということになりかねない、そういう状況にあるわけですね。

そういう中で、やはり裁判、公判の過程で被害者の方が公判に出てきて話をすること、そしてさらには、その出てくるために掛かった費用を今後負担していこうということは、本当にこれはまさに今の司法の改革という改善する方向で大変有意義なことであるというふうに私は思っております。

私も、現役社会部の記者として活動していたときには様々な事件を取材して、そして裁判を取材したわけですね、捜査の段階では、被害を受けた方というのは捜査に協力したり、あるいはいろいろな形で、一部マスコミにさらされ過ぎるというような批判もありますけれども、そうしたこと捜査には様々な形で協力したりして行くわけですね。しかし、一旦捜査が終わってそのケースが裁判所へ送られてしまうと、全くそこから被害者の方たちというのは蚊帳の外で、今まではもう本当にどういことが行われていたのか

分からなかったという状態ではなかったかと思うんです。

私も、そんなときに被害者を取材して感じたのは、いつ裁判が、自分がその被害に遭った事件の裁判がいつ始まるんだろうか、それが分からない。あるいは、どんなことが今行われているのか、挙げ句の果てはその判決の日すら分からないというようなことがあって、そういうことを知るのにはメディアからなんですというような声をよく以前は聞きました。そういうことが今回のこの改善によって直されてきているということを私は十分評価したいというふうに思っております。

その上でいろいろと、なるべくダブらないように質問をさせていただきたいと思うんですけれども、この被害者参加制度というのは、平成二十一年から実施されたというふうに理解しております。この被害者参加制度の対象となるいわゆる事件の裁判ですね、その総数と、今回のこの被害者参加制度を利用していた人の数というのはどうなんでしょうか。そして、それを例えば、数を率に直した場合どうなのかということについて伺いたしたいと思います。そして、その数字について、結果、傾向、そういうものがあると思うんですが、それをどうとらえていらっしゃるのか、法務大臣のお考えを伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) この法律ができました

平成二十三年度末までで、被害者参加制度の主な犯罪対象、この裁判の総計は三万六千六百三十八件でございました。それで、このうち被害者参加制度が利用された件数は千四百八十三件、これは割合は約四％であるということでございます。

それで、この利用率、最初は二・九％でございました。四％というのは決して高い数字ではないかもしれませんが、少しずつ増加しているということかなと思います。ただ、これは罪名によってかなり実は違います。殺人では約一四・三％、それから危険運転致死では約三二・三％、それから強盗致死ないし強盗殺人では約三三・八％、それから自動車運転過失致死では約九・二％と、や

被害者の方の要望でこれは受け付けているんですけど、同じような範疇に入るのじゃないかな。公判に直接関係あることと単に心情を述べたことでは違うんですけども、被害者でこの制度を利用したいと思った人にとってはちょっと分りにくいかなというふうな気がするんですけども、もう一回いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、どこで線引きをするのかというのは実はなかなか難しい問題でございませぬ。ですから、今回考えましたのは、あくまで参加人として、実際に御自分が参加人として公判期日に出てこられる方々を対象にしよう。それで、その上で、大変法務大臣としては答えにくいことではございますが、あとは今の財政、先ほど申し上げたことの繰り返しになります、どこまでこういった制度に予算を、分捕つてくるかと言いますが、獲得できるかという全体の判断も必要であろうと。今の段階ではそんなふうにお答えをするしかないのかなと思っております。

○委員長(菅川昭三君) 真山勇一君、時間です。真山勇一君、是非、大臣も分捕る勢いでやっていた方がいい。やはり、そこら辺と、使いやすいう制度にするかということではないかというふう

に思っております。時間がなくなつたので最後に一つちょっとお伺いしたいのは、被害者が法廷に参加する一方で、被告人にとつて、被害者の心境、思い、直接聞くということ、先ほど、やっぱり更生、再犯防止へ何かいい影響がありそうということなんです。が、実は先日、三十日の委員会で可決された刑法の改正でも、これは軽い犯罪の人なんですけれども、特別遵守事項ということ、社会貢献活動をやってもらうということがありましたね。こういうふうによって、新しい制度で被害者と法廷向き合うことによって被害がその後の更生の道、再犯しないようにするの役に立てるような、何か今

後更に新しい改革として制度設計みたいなものも考えておられるか、そういうものは何かありますでしょうか。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答えいたします。今、社会貢献活動のお話出ましたが、社会貢献活動は、保護観察対象者に地域社会の利益に増進する活動に従事させることによりまして、達成感とか自己有用感とかそういったものを持たせて社会復帰に役立てるといふものでございまして、被害者の心情を伝えたりするといふ制度とはちょっと違つたつくりになっております。

ただ、保護観察所では、平成十九年十二月から犯罪被害者対策の一環といたしまして、被害者の心情等を希望される被害者につまましては、被害者の心情と置かれていた立場をその対象者に伝えて、対象者に反省とか内省を深めさせると、そういった指導をするといふような施策を実施してるところでございませぬ。

○森ゆうこ君 生活の党の森ゆうこでございます。何の落ち度もなく突然犯罪被害に遭つた被害者の皆さんを支援していくという視点が何よりも重要であるといふふうに思っております。もしでき

ましたら私の質問の間に、その予算の獲得の話、さつき分捕るといふ話ありましたけれども、千二百万とかさういふ話だったら、分捕るも何も余りにも少な過ぎるんじゃないかといふふうに思いますので、先ほどの答弁、もう少し後で踏み込んでいただければと思ひます。旅費等の支給主体、支給額等について伺います。

被害者参加人に対して迅速に旅費等の支払を行うという点では、裁判所が私は直接支払うとした方が公判に出席したことの確認もすぐに行けるので優れているといふふうに思いますが、支給主体を裁判所ではなく法テラスとした理由について確認をさせていただきます。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、被害者参加人の出席というのには被害者参加人の意思に委ねると

いう立て方をしておりまして、そうすると、義務の履行に対する補償とはいへなく、被害者参加人に対する経済的支援としての性質を有するものではないかと思ひます。

それで、こういう性質を持つている被害者参加旅費を裁判所が被告人と言わば対立する立場にある参加人に支給することは裁判所の公正性、中立性といふものからいへばかたがたといふ、こういう御議論がございまして、それで、日本司法支援センターは一般に刑事裁判手続に直接かわるということでは考えにくいわけでございますので、そこでも刑事裁判の公正性に対する疑念ということも生じにくいのではないかと、法テラスの総合法律支援に当たるものといふことで組み立てたといふことではございませぬ。

○森ゆうこ君 それは官僚が考えた理屈だといふふうには思いますが、犯罪被害者に旅費を支援することがなぜ裁判の公正、中立にかかわる問題になるのか、そういう発想が私には理解できません。それは是非今後検討していただきたいと思ひます。

証人の場合はあらかじめ旅費等の支給を受ける場合があるが、被害者参加人については事後支給とした理由を伺ひます。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほど大臣からも御答弁がございましたように、この法律案では公判期日等に出席した被害者参加人に対して旅費等を支給するということにはいたしてございませぬ。これは裁判への出席が義務付けられておられるわけでなく、被害者参加人がその公判期日等に出席するか否かはその方の御意思に委ねられておられます。結局のところ、当該期日が開かれるまで出席されるか否かが確定しないといふことではございませぬ。そのような事情もございませぬことから、現に公判期日等に出席したことを旅費等の支給の要件としたことによりませぬ。

また、仮に事前の旅費の概算をこのような場合に実施するといへば、被害者参加人の方が公判期日等に出席しなかつた場合に支給した金

員の返還手続等が必要となりまして、かえつて被害者参加人に負担を掛けるおそれもあることなどから適切ではないといふふうに考えたところもございませぬ。

ただ、被害者参加人の方の経済的負担を軽減するといふ今回の制度趣旨に鑑みまして、被害者参加旅費等の請求の後には可及的速やかに支給できるように関係機関と協議、調整をしていきたいといふふうに考えております。

○森ゆうこ君 今の問題に関してですが、四月十日の衆議院法務委員会におきまして、大臣は、「出ようと思つていただけども、やはり怖いから嫌だとか、出ていくことがプライバシーを暴かれて嫌だとか、そういう方もたくさんいらっしゃる。結局、そのときにやらなければ実際に出頭されるかわからない」といふのが今までの実例であつたように聞いております。と、このように答弁をされておりますが、公判に出席予定であつた被害者が実際には出席しなかつたケースはこれまでも何件あるのでしょうか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 出席されなかつたか否かといふことの理由についてとか、どの時期でそれが判明したかといふところまで、先ほど申し上げましたように、千数百件の件数について全て正確に調査をしていくわけではございませぬ。統計的なデータについて承知してはございませぬ。被害者参加弁護士が公判期日に出席予定でございましたが、公判の前日になつて被害者参加人が被告人を恐れて出席しなかつたといふ事例、結局のところ被害者参加弁護士のみが出席したといふ事例でありますとか、性犯罪の被害を受けた被害者参加人が、出席することに對して、被害者が近くにいることに恐怖感を感じ、あるいは被害者参加人の座席から傍聴席が思つていたより近いといふことを理由として当日になつて出席を断念され、被害者参加弁護士のみ出席することとなつた事例、あるいは公判の初日に被害者参加人として出席したものの、公判廷の緊張感や被告人

が目前にいることで精神的に負担を感じ、翌日から公判期日には出席しないこととした事例があるというふうに向つていて、政令で定め、被害者参加人の中には、被害者参加人として訴訟行為をする際のみ出席して、それ以外には出席しない場合もあるものというふうにも聞いています。ところでございます。そのような事例をせんだつて大臣は御答弁なさつたというふうには理解しております。

○森ゆうこ君 今、私の質問は何件あるのかということでございます。もうそういうことはすくなくさんあるの事後支給なんだと、それを一つの理由にしてるわけですから、それがたくさんあるという事実をきちんと示すべきであるというふうに考えております。

今ほどお話もございましたように、被害者参加人が経済的に困窮している場合も想定をされますので旅費の迅速な支給が必要ですが、今、事前の支払は無理だということをいろいろお述べになりましたけれども、公判当日に少なくとも支払われるべきではないかというふうにも思います。申請から支払に至るまでの流れについて、現段階でのイメージを伺いたいと思います。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。具体的な手続につきましては、この法律が成立した後、政省令などで定めることとなっておりますが、概要として申し上げますと、法テラスとしたしましては、裁判所から請求書や必要な書類の送付を受け、それらの記載内容を確認し、旅費等の額を算定し、その額を被害者参加人に支給するということを予定しております。以上が手続の流れでございます。

○森ゆうこ君 旅費等の額について伺いますが、改正後の第五条第二項で政令で定めるということになっておりますが、その際に考慮すべき点について確認をします。

証人、裁判員、国家公務員の例を参考にするというふうに思いますが、犯罪に巻き込まれ、肉体的、精神的、経済的に被害を受けているという点

は考慮されるべきではないでしょうか。旅費、日当及び宿泊料のそれぞれについて、政令で定めるに当たつての基本的な考え方を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(稲田伸夫君) 今回の被害者参加人に対する旅費等の支給制度は、被害者参加人の方が公判期日などに出席して訴訟活動を行うことを実質的に保障するために、経済的にも困窮することとが少なくない指摘されている被害者参加人に対し、公判期日等に出席する際の旅費等の負担を軽減するというためのものでございます。

したがって、そのような趣旨にのつとつて今後政令で定めていくことになろうと思ひますが、その際には、この法律の成立後に、御指摘のような刑事上の手続における証人等や裁判員等の旅費等の額についての規定をどうするか、国家公務員等の旅費に関する法律における旅費等の額についての規定などを参考にしていきたいというふうにも考えているところでございます。

○森ゆうこ君 次の質問の国選被害者弁護士の選任の資力要件についても同じことが言えるんですけども、何の落ち度もなく犯罪に巻き込まれて肉体的、精神的、経済的に被害を受けているという犯罪被害者が裁判に参加する、それを支援する、そういう方たちに経済的負担を負わせないと、こういう視点が私には必要だと思ひますけれども、大臣、いかがですか。そういう視点を政令でこれから定めるわけですか、金額とか、そういう視点が私には欠かせないというふうにも思ひますので、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 犯罪被害者対策には基本的に、今、森委員がおっしゃつたような気持ちといひますか、考え方が必要だろうと私も思ひます。

○森ゆうこ君 基本的にということでしたので、是非、政令を作るに当たつてはその点を考慮していただきたいと思います。

被害者参加弁護士を選定する資力要件を緩和するというふうには本法律案ではしておりま

すが、被害者団体等からは、何の落ち度もなく突然犯罪被害に遭つた被害者等が自己の資金により被害者参加弁護士を選任しなくてはならないことや、資力の有無により被害者間に差が生じることに対する疑問から、資力要件の撤廃を求める声もございします。

法務省が実施した被害者参加制度等を利用した被害者等に対するアンケートによれば、被害者が適当と考える基準額は約三百六十八万円、これは回答の平均額でございますが、そういう結果もございします。

基準額を約二百万円、現在の方式を適用した場合の額ですけれども、基準額を約二百万円とする妥当性が問題となりますけれども、それについての見解を伺ひます。

○政府参考人(稲田伸夫君) 今回、改正を予定しております国選被害者参加弁護士の選定請求に係る資力要件というものにつきましては、犯罪被害者らの生活を維持しつつ犯罪による被害からの立ち直りを図るために、一定期間生活するために必要な財産を確保しておく必要性が極めて高いといふふうにも考えられるということから、現行法では、標準的な三か月間の必要生計費に相当する額の流動資産が被害者参加人の手元に残されるべきことを前提にした上で、これに弁護士報酬及び費用を賄うに足りる額を加えたものを基準額とするというふうにもなされてきたところでございます。

が、現在の刑事通常第一審における被害者参加許可決定がされた事件の平均審理期間が約六か月というところも勘案しまして、現行法の三か月では期間として不十分であろうということ、これを六か月間の必要生計費に相当する額の流動資産が被害者参加人の手元に残されるようにしようということ、三か月から六か月に延長することにしたものでございます。

法務省としては、このような考え方が基本的には資力基準額の算定に関する考え方として適切ではないかというふうにも考えているところでございまして、これらを踏まえまして、今後、法律が成

立後に、家計調査に関する各種の統計数値でありますとか弁護士の方の報酬等に関する調査結果などを参考にしながら、具体的な金額は政令で定めていこうというふうにも考えているところでございします。

○森ゆうこ君 大臣は先ほど財政難の折とおっしゃいますけれども、途中からですから、今年度の予算は千二百万円と先ほど御答弁がございしました。この程度の金額なんですよ。もっと充実したとしても決して怒られないと思ひますから、政令を作るに当たつては是非今ほどのことを考慮をしていただきたいと思います。

昨年の犯罪被害者団体のヒアリング及びアンケート、私も読ませていただきました。そこで浮かび上がった課題について伺ひます。

被害者への情報提供が不十分ではないかとの指摘がございしますが、検察庁では今後の裁判の流れや被害者参加制度の諸施策について、被害者に対してどのようなタイミングでどのような説明を行っているのでしょうか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 検察当局におきましては、一般的にでございますが、検察官が犯罪の被害に遭つた方やその御家族などから事件について事情聴取を行うときなどに、当該事件の内容を踏まえつつ、裁判などの刑事手続の流れでありますとか、当該犯罪被害者などが利用し得る犯罪被害者保護、支援のための制度などについて説明をしているものと承知しております。

○森ゆうこ君 もう残り時間一分という紙をいただきましたので、まとめますけれども、私も昨年初めて自分自身が裁判に参加いたしました。もう全く事実無根の、いなかった場所にいたということ、何か裁判長に怒られたという、ありもしないことを週刊誌に書かれ、名誉毀損ということに裁判をやりました。結果は勝訴をいたしました。

自分自身が裁判に出てみて、これ改めて法廷に参加するというこの大変さというものを実感い

たしました。ましてや、被害者でございます。何の落ち度もない方たちが裁判に参加するということについて、負担を負わせることがないように是非しっかりと対応していただきたいということをお願い申し上げます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

被害者の参加制度が制定された下で、被害者参加に新たな経済的負担を負わずに訴訟活動を実質的に保障するということは必要でありまして、本法案には賛成でございます。

この法案は第二次犯罪被害者等基本計画に基づくものですが、その中では、精神的・身体的被害の回復・防止への取組の項で性犯罪被害者についての特別の施策を列挙しております。

法改正に当たって昨年行われたヒアリングでも、性犯罪被害者支援の団体からは、性犯罪被害者は家族に言えなかつたり、それから仕事も辞めざるを得なくなる人もあるという中で、旅費の支給や国選弁護人の資力要件を下げるということが求められておりました。そういう点でも法案はそれになつたものかと思えます。

私は、今日は、性犯罪、性暴力の被害者への支援について、この第二次計画でも掲げられていますので質問いたしますが、このように性犯罪の被害者によつて特別な配慮、支援が必要であるという点について、まず法務大臣としての認識、そして法務省としての対応についてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(合垣禎一君) 今、井上委員おっしゃいましたように、性犯罪事件においては被害者の方が被害を親告しにくい、親にも言いにくいとかそういう心情がある、そういう特殊性に十分配慮して検察官が捜査、公判を行っていくということが必要ではないかと考えております。それで、性犯罪被害者の方々から事情聴取を検察がしていくというのに当たりました。プライベートであるとか名誉であるとか心身状況あるいは社会的な立場、これは十分配慮する、可能な限りきめ細やかな取組が必要なのではないかと思っております。

それから、性犯罪被害者の方が犯罪から受けた精神的なショック、そうすると短期間で告訴するかどうかというような意思決定をすることもなかなか難しい場合があると。

そこで、平成十二年の刑訴法改正によりまして性犯罪の告訴期間は撤廃されたわけでございますが、公判段階におきましても、証人尋問の際に証言する被害者と被告人あるいは傍聴人との間について立てを置くといったような遮蔽措置を考えると、あるいは証人尋問の際に法廷の外の別室に証言する被害者を在室していただいて、法廷にいる裁判官や訴訟関係人はモニターに映る証人の姿を見ながら証人尋問を行うことができるようにする、いわゆるビデオリンクでございますが、そういった方式。それから、昔は公判審理の中でも被害者の名前というのを隠していたわけでありましたが、被害者の氏名等の被害者特定事項の秘匿決定ということをして公判審理の過程で被害者の身元が明らかになることを防いでいくと。こういった制度が順次導入されてきておりますので、そういったものを適切に活用していくということが必要であるかと思えます。

○井上哲士君 体への被害とともに精神的な被害の中で、うつ病になったり仕事を辞めざるを得なくなるという場合もあるわけでありますが、じゃ、被害者たちはどう対処しているのかと。

内閣府が調査されておりますが、誰にも相談しなかつたという人、また警察や医療機関に相談したという人の割合はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。平成二十三年に実施をした内閣府の男女間における暴力に関する調査において回答があった女性千七百五十一人について見ると、これまで異性から無理やりに性交された被害経験がある女性は回答者の七・七％、百三十四人となっております。このうち被害について相談したと答えた方は二八・四％、どこにも誰にも相談をしなかつた方

えた方は六七・九％となっております。

また、相談したと答えた方、実際は三十八人でございますが、その相談先を見ますと、友人、知人に相談したというのが一八・七％で最も多く、警察に連絡、相談したという方は三・七％、医療関係者、医師、看護師などに相談したとおっしゃった方は〇・七％になっております。

○井上哲士君 いろんな事情を取調べなどで聞かれるという二次被害への恐怖もあつまして、今ありましたように、性犯罪や性暴力の被害者の多くが誰にも相談をせずに悩み、そして支援につながることもなく問題を抱え込んでいくというのがやっぱり現状なわけですね。ですから、警察に相談したが三・七％ですから、犯罪統計などに表れるよりもはるかにたくさん被害者がいるわけがあります。

こういう中で、この性犯罪や性暴力の被害者がやはり安心して相談できる専門の機関がほとんどないというのが大きな問題だと思います。特に、その被害直後から支援をするのが第二次基本計画でも挙げられているワンストップ支援センターであります。これはどういうものか、ちょっと御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(杵淵智行君) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつきましては、第二次犯罪被害者等基本計画に基づき、内閣府において性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引を作成しております。

この手引におきまして、ワンストップ支援センターとは、被害者からの相談に応じ、被害者一人一人の状態、ニーズを把握し、必要な支援を行っている関係機関、団体に確実につなぎ、支援をコーディネートする機能、及び産婦人科における緊急避妊薬、性感染症等の検査などの医療機能といった二つのコア機能を可能な限り一か所で提供できるようにした支援体制を想定しております。その二つのコア機能の関係としては、病院内に相談センターを置く病院拠点型、病院から近い場

所に拠点となる相談センターを置く相談センター拠点型、相談センターと複数の協力病院が連携する相談センターを中心とした連携型の三形態を考

えることができるとして、いるところでございます。

○井上哲士君 非常に重要な施設だと思つてですね。やはり被害者に必要不可欠な医療から始まって幅広い支援につながるという点でいいますと、全ての都道府県に総合病院内に拠点を有するこの病院拠点型が少なくとも一つは必要ではないかと思つております。その点の認識及び今全国的な設置を促進するためにどういう取組をされているんでしょうか。

○政府参考人(杵淵智行君) お答え申し上げます。

手引におきましては、将来的には、各都道府県内に少なくとも一つは地域の事業として、先ほど御説明しました形態のワンストップ支援センターが設置されることが望ましいとして、いるところでございます。

また、全国的な設置促進に向けて内閣府におきましては、我が国におけるワンストップ支援センターに関する共通認識が喚起されることで更なる開設及び運営への機運が高まることを期待し、まずは手引の形で開設及び運営のノウハウ等を情報として提供した上で、性犯罪被害者支援のための連携を強化するための事業、地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修等を実施してきて、いるところでございます。

○井上哲士君 この手引は、性犯罪・性暴力というふうにして併記をされておりますが、あえてこういうふうにして、いる理由はどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(杵淵智行君) お尋ねの手引を作成する際に、ワンストップ支援センターの主な支援対象を性犯罪被害者とし、手引の表題にもこの言葉を用いるものとしますと、被害者は警察で犯罪として扱われたもの以外には支援対象にはならない

ものと狭くとらえてしまおうのではないかと意見が示されたことも踏まえ、同手引では、支援対象範囲としては警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたかどうかにかかわらずのものとし、言葉としては性犯罪・性暴力被害者を用いることとしたものでございます。

○井上哲士君 非常に重要だと思っただけでなく、必ずしもその届出をするかしないかということにかかわらずいろいろな支援が受けられると。

そういう点でいいますと、警察だけではなく、いろいろな省庁や地方自治体自身の課題として取り組むことが一層必要だと思っただけで、日弁連が最近出した意見書を見ますと、現在設置されていますのは、病院拠点型で大阪、東京、愛知、佐賀の四か所、それ以外のものでも東京二か所、沖縄、北海道の四か所という、八か所という状況になります。昨年十一月の共同通信の調べでは、これ以外に検討しているのは三県にとどまっていますという状況であります。なぜこういうことをやりながらこの重要な施設が広がっていないのか、その理由はこういうふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(杵淵智行君) ワンストップ支援センターの設置に関しては、地域の実情に応じ、その持てる資源を有効に活用していくことが相当と考えております。

現在、ワンストップ支援センター等の名称を掲げるか否かは別としても、複数の地域において、性犯罪・性暴力被害者の支援、診療等に当たられている支援者、医療従事者等がそれぞれの役割を担うとともに連携を深めていっていただいているものとは承知しております。

他方、このような性犯罪被害者支援のための連携の一端を担っていただける支援者、医療従事者等の人的資源の有無は地域によって様々であり、また、必ずしも全ての地域において関係者間に於ける連携の必要性について理解と認識を共有していただけている状態ではないものと認識しております。

引き続き、性犯罪被害者支援の重要性について働きかけていく必要があるものと考え、そのようにやってまいりたいと考えております。

○井上哲士君 理解の問題とか産婦人科医の問題などがありましたが、私は、やっぱり厚労省も含めて政府を挙げてしっかり取り組むという問題と財源の問題、これが必要だと思っただけでなく、

まず厚労省にお聞きしますけれども、第二次基本計画では、このワンストップ支援センターについて厚労省として行うのは、医療機関への啓発、それから被害者支援団体や地方自治体から相談があった場合には協力可能な医療機関の情報を収集し提供するという程度なんですね。あくまでも相談があれば情報提供と、私はこれは余りにも受け身だと思っただけでなく、

今の性犯罪被害者が置かれている状況等を考えますと、もっと厚労省が積極的に取組むことが必要かと思っただけでなく、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(神田裕二君) 性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターにとりまして、産婦人科医療は支援のコーディネートや相談と並ぶ重要な役割であるというふうにご認識いただいております。

御指摘の第二次犯罪被害者等基本計画におきましても、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うこととされていくことから、昨年七月に医師会、病院団体等を通じて支援センターの開設・運営の手引等の周知をお願いしているところでございます。

それから、開設に向けた相談があった場合の協力可能な医療機関に関する情報を収集し提供するという点については、その具体的な内容、例えばこの地域を中心に活動をしていくのかということと、また、病院拠点型であるのか、相談支援センター拠点型であるのか、あるいは広い地域の場合には複数の協力病院による連携型を取るのかと

いった具体的な内容を踏まえて、関係自治体や医療関係団体とも連携しながら、対応可能な医療機関に於いては情報の収集、提供をしていく必要があるというふうにご認識しております。

○井上哲士君 もっと私は積極的な取組をしていただきたいと思っただけでなく、

もう一つ、財政不足の問題があります。この手引では、民間助成団体による犯罪被害者支援を行っている団体に対する助成を活用し、その経費の一部を賄うこと等が考えられるのみでありまして、これでは一体その助成金がいつ、幾ら得られるのか、全く不確かだと思っただけでなく、

韓国では、ワンストップ支援センターが二〇〇六年以降で全国十六か所に設置されたこと聞いております。国と市が経費を二分の一ずつ負担しております。それから、全国二百か所ある性暴力被害相談所にも国の援助が出てると聞いておりますが、やはり支援センターの設置を促進する上で私はどうしても財政支援が必要だと思っただけでなく、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(杵淵智行君) ワンストップ支援センターの設置に関しては、地域の実情に応じて被害者に対する継ぎ目ない支援を確保し、ワンストップ支援センターの設置を促進する環境がつけられることが重要と認識しております。

内閣府としては、引き続きワンストップ支援センターの設置を促進する環境づくりに向け、関係者の意識付けや連携を促進する取組を行ってまいりたいと考えております。

○井上哲士君 その環境づくりのポイントはやっぱり財政なんですよ。いろいろな報道を見ましても、結局この財政不足ということから地方自治体全部もう寄附でほとんどを賄っているという状況があるわけで、これやらなければ私は絶対進まな

いと思っただけでなく、是非もっと踏み込んだことを政府を挙げてやっていただきたいと思っただけでなく、

最後に、法務大臣、これは犯罪被害者等施策推進会議として進められているわけですが、その一員でも大臣あるわけでありまして、政府全体としてこの財政、予算の獲得も含めてこの性犯罪被害者への支援を強めていくという点での御決意をいただきたいと思っただけでなく、

○国務大臣(谷垣禎一君) 性犯罪に関しましては、今日は被害者の方からの御議論をいろいろいただきました。同時に、性犯罪者をどう矯正していくかという視点も力を入れていく必要があるだろうと思っただけでなく、

しかし、被害者の方からもしっかりという手だてが講じられるかを推し進めていく必要がございます。先ほど来御議論のこの第二次の基本計画の中で、日本司法支援センターで支援をして、弁護士や何かと打ち合わせる時にカウンセラーをうまく一緒にできないかというのをごさいます。こういうのは性犯罪等々に、被害者に対応していくには極めて効果があるのではないかと、今詰めていくところですが、そういうことも考えております。

今後とも、そういった点を含めまして全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っただけでなく、

○委員長(章川昭三君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(章川昭三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。
この際、森君から発言を求められておりますの

で、これを許します。森ゆうこ君。
○森ゆうこ君 私は、ただいま可決されました犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、生活の党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪被害者等は犯罪により多大な損害を被り、経済的にも困窮することが少なくないことと鑑み、日本司法支援センターに対し、刑事被告人の手続に参加した被害者参加人に対する旅費、日当及び宿泊料の支給に当たっては裁判所と緊密に連携を図り、これを迅速に行うよう指導監督すること。
- 二 公判期日等に出席する被害者参加人の旅費等の支給については、経済的な負担が困難なことを理由として被害者参加制度の利用を躊躇することがないよう、制度の運用状況を踏まえ、事前支給を含め適切な方策を検討すること。
- 三 国選被害者参加弁護士を選定の請求に係る資力の要件については、経済情勢の変化等に対応してその基準額等を適時適切に改定するとともに、何の落ち度もなく被害を被った犯罪被害者等に経済的負担を負わせることがないようとの観点も踏まえ、資力要件の在り方を検討すること。
- 四 犯罪被害者等を支援する観点から、日本司法支援センターの業務の在り方を検討すること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○委員長(章川昭三君) ただいま森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(章川昭三君) 全会一致と認めます。よって、森君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、谷垣法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。谷垣法務大臣。
○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま可決されました犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきまして、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(章川昭三君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(章川昭三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(章川昭三君) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。
○国務大臣(谷垣禎一君) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案につきましても、その趣旨を御説明いたします。
この法律案は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、我が国において子の返還及び子との面会交流に関する援助を行う中

央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子が常居所を有していた我が国以外の条約締約国に子を返還するために必要な裁判手続等について定めるものであります。
その要点は、次のとおりであります。
まず、子の返還等に関する援助につきましても、第一に、これらの援助を行う中央当局を外務大臣と定めることとしております。

第二に、子の返還等に関する援助について、その申請方法、子の住所等を特定するための手段、援助の決定の要件、子の個人情報に関する取扱い等を定めることとしております。

次に、子を返還するための裁判手続等につきましては、第一に、子の返還事由及び返還拒否事由のそれぞれについて条約に則した要件を定めることとしております。
第二に、子の返還申立事件の管轄裁判所を東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所に集中し、非公開で審理を行うこととしております。
第三に、子の返還申立事件の審理や裁判等に関する所要の手続規定を設けるほか、調停や和解による解決を図るための手続規定を設けることとしております。

第四に、裁判手続中の出国禁止命令に関する規律を設けるほか、子の返還の具体的な執行方法等について定めることとしております。
このほか、条約上必要な所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。
○委員長(章川昭三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。
○委員長(章川昭三君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

の実施に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(章川昭三君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(章川昭三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(章川昭三君) 民法の一部を改正する法律案を議題といたします。
発議者前川清成君から趣旨説明を聴取いたします。前川清成君。
○前川清成君 私は、発議者を代表しまして、ただいま議題となりました民法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

中小企業等が金融機関から融資を受けるに当たっては、そのほとんどの場合、当該企業と連帯して経営者自身が債務を保証しておりますが、加えて、経営者本人だけでなく、その家族、親族、場合によっては従業員やその親族が当該企業の借入れを連帯保証することも多く見られます。

しかし、本来、金融機関は、当該企業の収益性と事業の採算性を査定して融資すべきであり、とりわけ経営に関与していない第三者の資産を債権の引き当てとすべき正当な期待はないはずですが、他方、保証人は、主債務者からの懇請に基づいて、対価も得ることもなく、断り切れずにやむなく保証契約を締結することがほとんどです。しかも、主債務者と保証人とは、親子、夫婦、兄弟、親族等濃厚な人間関係あるいは従業員、取引先等、保証人が従属的な関係に立つことが大半であり、保証契約の損得やリスクを客観的に判断し得る状況にないまま、やむなく締結することになってしまおうという実情にあります。

また、保証契約に先立って、主債務者は保証人に対して、決して迷惑は掛けない、名前だけだからと説明することが大半であり、保証人は自らは何らの債務も負担しないと軽信したり、自ら負担する債務額を知らされていなかったり、保証契約の効果、つまりその全資産が責任財産になつてしまふことの認識を欠いている場合も多く見られます。

それゆえに、保証契約は、自殺、連鎖倒産、サラ金からの借入れ、自己破産、夜逃げ、家族離散など、保証人とその家族の生活を破壊する原因となつております。

このような保証契約、とりわけ経営者本人以外の第三者を保証人とする第三者保証の不当性については既に広く認識されるに至つており、平成十八年以降、中小企業庁においては信用保証協会が行う保証において第三者を保証人として求めることを原則として禁止しており、また、平成二十三年には金融庁の監督指針によつて実質的に第三者保証が禁止されるなど、既に第三者保証を徴求しないことは金融実務においても定着しているところである。

このような状況を踏まえ、保証債務被害を減少させ、本来あるべき中小企業金融を確立するためにも、行政上の取締りにとどまらず、私法上の効力を否定することによつて、まずは第三者保証を禁止すべきであると考え、この法律案を取りまとめ、提出した次第であります。

以下、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、金融機関との間で締結する保証契約の制限であります。

保証人が金融機関との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人である場合、及び保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないものとしております。

第二に、求償権について締結する保証契約の制

限であります。

今回の改正による保証契約の制限の潜脱を防ぐため、金融機関との間で例外的に認められる保証契約の求償権について、これを主たる債務として保証契約を別に締結する場合についても、保証人が法人である場合、及び保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、当該保証契約はその効力を生じないものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(重川昭三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

五月三十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助

第一節 中央当局の指定(第三条)

第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助(第四条、第十条)

第二款 日本国返還援助(第十一条、第十五条)

第三節 子との面会その他の交流に関する援助

第一款 日本国面会交流援助(第十六条、第二十条)

第二款 外国面会交流援助(第二十一条、第二十五条)

第三章 子の返還に関する事件の手続等

第一節 返還事由等(第二十六条、第二十八条)

第二節 子の返還に関する事件の手続の通則(第二十九条、第三十一条)

第三節 子の返還申立事件の手続

第一款 総則

第一目 管轄(第三十二条、第三十七条)

第二目 裁判所職員の除斥及び忌避(第三十八条、第四十二条)

第三目 当事者能力及び手続行為能力(第四十三条、第四十六条)

第四目 参加(第四十七条、第四十九条)

第五目 手続代理人及び補佐人(第五十条、第五十四条)

第六目 手続費用(第五十五条、第五十九条)

第七目 子の返還申立事件の審理等(第六十条、第六十八条)

第八目 電子情報処理組織による申立て等(第六十九条)

第二款 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続

第一目 子の返還の申立て(第七十条、第七十二条)

第二目 子の返還申立事件の手続の期日(第七十三条、第七十六条)

第三目 事実の調査及び証拠調べ(第七十七条、第八十七条)

第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等(第八十八条)

第五目 審理の終結等(第八十九条、第九十条)

第六目 裁判(第九十一条、第九十八条)

第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了(第九十九条、第一百条)

第三款 不服申立て

第一目 終局決定に対する即時抗告(第一百一条、第一百七七条)

第二目 終局決定に対する特別抗告(第一百八条、第一百十條)

第三目 終局決定に対する許可抗告(第一百十一条、第一百十二條)

第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て(第一百十三條、第一百十六條)

第四款 終局決定の変更(第一百七七条、第一百八条)

第五款 再審(第一百九条、第一百十條)

第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告(第二百一、二二條)

第五節 出国禁止命令(第二百二十二條、第三十三條)

第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則(第三十四條、第四十三條)

第五章 家事事件の手続に関する特則

第一節 子の返還申立事件に係る家事調停の手続等(第四十四條、第四十七條)

第二節 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則(第四十八條、第四十九條)

第六章 過料の裁判の執行等(第五十條)

第七章 雑則(第五十一條、第五十二條)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な

第九十条)

第六目 裁判(第九十一条、第九十八条)

第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了(第九十九条、第一百条)

第三款 不服申立て

第一目 終局決定に対する即時抗告(第一百一条、第一百七七条)

第二目 終局決定に対する特別抗告(第一百八条、第一百十條)

第三目 終局決定に対する許可抗告(第一百十一条、第一百十二條)

第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て(第一百十三條、第一百十六條)

第四款 終局決定の変更(第一百七七条、第一百八条)

第五款 再審(第一百九条、第一百十條)

第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告(第二百一、二二條)

第五節 出国禁止命令(第二百二十二條、第三十三條)

第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則(第三十四條、第四十三條)

第五章 家事事件の手続に関する特則

第一節 子の返還申立事件に係る家事調停の手続等(第四十四條、第四十七條)

第二節 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則(第四十八條、第四十九條)

第六章 過料の裁判の執行等(第五十條)

第七章 雑則(第五十一條、第五十二條)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な

子の奪取の民事上の側面に関する条約(以下「条約」という。)の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定め、もって子の利益に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条約締結国 日本国及び日本国との間で条約が効力を有している条約の締結国(当該締結国が条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合)であつては、当該宣言により条約が適用される当該締結国の領域の一部又は領域内の地域をいう。

二 子 父母その他の者に監護される者を含む。

三 連れ去り 子をその常居所を有する国から離脱させることを目的として当該子を当該国から出国させることをいう。

四 留置 子が常居所を有する国からの当該子の出国の後において、当該子の当該国への渡航が妨げられていることをいう。

五 常居所地国 連れ去りの時又は留置の開始の直前に子が常居所を有していた国(当該国が条約の締結国であり、かつ、条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合)にあつては、当該宣言により条約が適用される当該国の領域の一部又は領域内の地域をいう。

六 不法な連れ去り 常居所地国の法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する連れ去りであつて、当該連れ去りの時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該連れ去りがなければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。

七 不法な留置 常居所地国の法令によれば監

護の権利を有する者の当該権利を侵害する留置であつて、当該留置の開始の時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該留置がなければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。

第二章

子の返還及び子との面会その他の

交流に関する援助

第一節 中央当局の指定

第三条 我が国の条約第六条第一項の中央当局は、外務大臣とする。

第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助

(外国返還援助申請)

第四条 日本国への連れ去りをされ、又は日本国において留置をされている子であつて、その常居所地国が条約締結国であるものについて、当該常居所地国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によつて当該監護の権利が侵害されたとし料する場合には、日本国から子の返還を実現するための援助(以下「外国返還援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

2 外国返還援助の申請(以下「外国返還援助申請」という。)を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(日本語又は英語により記載したものに限る。)を外務大臣に提出しなければならない。

一 外国返還援助申請をする者(以下この款において「申請者」という。)の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所(外国返還援助申請において返還を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)の常居所地国におけるものに限る。第七条第一項第四号において同じ。)の所在地

二 申請に係る子の氏名、生年月日及び住所又は居所(これらの事項が明らかでないとき

は、その旨)その他申請に係る子を特定するために必要な事項

三 申請に係る子の連れ去りをし、又は留置をしていると料される者の氏名その他当該者を特定するために必要な事項

四 申請に係る子の常居所地国が条約締結国であることを明らかにするために必要な事項

五 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有し、かつ、申請に係る子の連れ去り又は留置により当該監護の権利が侵害されていることを明らかにするために必要な事項

六 申請に係る子と同居していると料される者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するために必要な事項(これらの事項が明らかでないときは、その旨)

3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 外国返還援助申請は、日本国以外の条約締結国の中央当局(条約第六条に規定する中央当局をいう。以下同じ。)を経由して行うことができる。この場合において、申請者は、第二項各号に掲げる事項を記載した書面(日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。)及び前項に規定する書類を外務大臣に提出しなければならない。

(子の住所等に関する情報の提供の求め等)

第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があつた場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるところにより、次に掲げる機関及び法人(第十五条第一項において「国の行政機関等」という。)の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は

当該住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる。

法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)

二 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第二項及び第二項に規定する機関

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第四十条第二項及び第五十六条の特別の機関

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

六 独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百零三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

七 国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人

2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、申請に係る子が日本国内に所在していることを示すものであるが、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の所在を特定するために十分でない場合には、外務省令で定めるところにより、都道府県警察に対し、当該情報を提供して、これらの者の所在を特定するために必要な措置をとることを求めることができる。

4 前項に規定するもののほか、外務大臣からの第二項の規定により提供された情報及び前項の規定による都道府県警察の措置によつて得られた情報の提供は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは家事調停の申立てをするために申請に係る子と同居している者の氏名を必要とする申請

者から当該氏名の開示を求められた場合において、当該氏名を当該申請者に開示する

二 申請に係る子についての第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流の強制執行に係る事件が係属している裁判所から、その手続を行うために申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の住所又は居所の確認を求められた場合において、当該住所又は居所をこれらの裁判所に開示するとき。

三 第十条第一項の規定により、市町村、都道府県の設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号及び同項において同じ。)又は児童相談所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童相談所をいう。同号及び同項において同じ。)に対し、申請に係る子が虐待を受けているおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある旨を通告する場合において、申請に係る子及び申請に係る子と同居していると思料される者の氏名及び住所又は居所を当該市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通知するとき。

(外国返還援助の決定及び通知)
第六条 外務大臣は、外国返還援助申請があった場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合及び第八条第一項の規定により当該外国返還援助申請に係る書類の写しを送付する場合を除き、外国返還援助の決定(以下「外国返還援助決定」という。)をし、遅滞なく、申請者にその旨の通知(申請者が第四条第四項の規定により日本国以外の条約締約国の中央当局を経由して外国返還援助申請をした場合にあっては、当該中央当局を経由してする通知。次条第二項

及び第八条第二項において同じ。)をしなければならない。
2 外務大臣は、外国返還援助決定をした場合には、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第九条又は第十条に規定する措置
二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中央当局との連絡
三 この法律に定める手続その他子の返還又は子との面会その他の交流の実現に関連する日本国の法令に基づく制度に関する情報の申請者への提供
(外国返還援助申請の却下)
第七条 外務大臣は、外国返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国返還援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していること。
二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。
三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。
四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合)にあっては、事務所の所在地)が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。
五 申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に、申請に係る子の常居所地国が条約締約国でなかったこと。

六 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していないことが明らかであり、又は申請に係る子の連れ去り若しくは留置により当該監護の権利が侵害されていないことが明らかであること。
2 外務大臣は、前項の規定により外国返還援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

(外国返還援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)
第八条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかである場合において、外国返還援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第四条第二項の申請書(申請者が同条第四項の規定により外国返還援助申請をした場合にあっては、同項に規定する書面及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。)

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。
(合意による子の返還等の促進)
第九条 外務大臣は、外国返還援助決定をした場合には、申請に係る子についての子の返還又は申請者との面会その他の交流を申請者及び申請に係る子を監護している者の合意により実現するため、これらの者の間の協議のあっせんその他の必要な措置をとることができる。
(子の虐待に係る通告)
第十条 外務大臣は、申請に係る子が日本国内に所在している場合において、虐待を受けているおそれがあると信ずるに足りる相当な理由があるときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に対し、その旨を通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第六条第一項の規定による通告とみなして、同条第二項及び第三項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。
第二款 日本国返還援助
第十一條 日本国以外の条約締約国への連れ去りをされ、又は日本国以外の条約締約国において留置をされている子であつて、その常居所地国が日本国であるものについて、日本国の法令に

基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されると思料する場合には、日本国への子の返還を実現するための援助(以下「日本国返還援助」という。)を外務大臣に申請することができる。
2 第四条第二項及び第三項の規定は、日本国返還援助の申請(以下「日本国返還援助申請」という。)について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第七条第一項第四号」とあるのは「第十三条第一項第四号」と、同項第四号中「条約締約国」とあり、及び同項第五号中「申請に係る子の常居所地国」とあるのは「日本国」と読み替えるものとする。
(日本国返還援助の決定及び通知)
第十二条 外務大臣は、日本国返還援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、日本国返還援助の決定(以下「日本国返還援助決定」という。)をし、遅滞なく、日本国返還援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十四条に規定する措置をとるものとする。
3 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。
一 第十五条に規定する措置
二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中央当局との連絡
(日本国返還援助申請の却下)
第十三条 外務大臣は、日本国返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国返還援助申請を却下する。

一 日本国返還援助申請において返還を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)が十六歳に達していること。
二 申請に係る子が所在している国又は地域が

明らかでないこと。

明らかでないこと。

三 申請に係る子が日本国又は条約締結国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合にあつては、事務所の所在地)が同一の条約締結国内にあることが明らかであること。

五 申請に係る子の常居所地国が日本国でないことが明らかであること。

六 申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に、申請に係る子が所在していると思料される国又は地域が条約締結国でなかつたこと。

七 日本国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していないことが明らかであり、又は申請に係る子の連れ去り若しくは留置により当該監護の権利が侵害されていことが明らかであること。

2 外務大臣は、前項の規定により日本国返還援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由を通知しなければならない。

(日本国返還援助申請に係る書類の写しの条約締結国の中央当局への送付)

第十四条 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十一条第二項において準用する第四条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締結国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(子の社会的背景に関する情報の条約締結国の中央当局への提供)

第十五条 外務大臣は、日本国への子の返還に関する事件が日本国以外の条約締結国の裁判所又はその他の審判を行う機関(以下この項及び次項において「外国裁判所等」という。)に係属しており、当該条約締結国の中央当局から当該子の

返還に係る子の日本国内における心身、養育及び就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供を求められた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該条約締結国の中央当局に提供するために、政令で定めるところにより、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び当該子に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該情報の提供を求めることができる。

一 当該中央当局が、当該外国裁判所等の依頼を受けて当該事件に関する調査を行うために外務大臣に対し当該情報の提供を求め、かつ、当該調査以外の目的のために当該情報を利用するおそれがないと認められるとき。

二 当該事件に係る外国裁判所等の手続の当事者(当該子が当該手続の当事者である場合にあっては、当該子を除く。)が当該情報を当該中央当局に提供することに同意しているとき。

2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、次の各号のいずれにも該当するときは、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。

一 当該情報を前項に規定する中央当局に提供することによって同項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

二 当該情報が、前項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報を、第一項に規定する中央当局に対してのみ提供することができる。

る援助
第一款 日本国面会交流援助
(日本国面会交流援助申請)
第十六条 日本国内に所在している子であつて、面会その他の交流をすることができなくなる直前に常居所を有していた国又は地域が条約締結国であるものについて、当該国又は地域の法令に基づき面会その他の交流をすることができず者(日本国以外の条約締結国に住所又は居所を有しているものに限る。)は、当該子との面会その他の交流が妨げられていないと思料する場合には、当該子との面会その他の交流を実現するための援助(以下「日本国面会交流援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

2 日本国面会交流援助の申請(以下「日本国面会交流援助申請」という。)を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(日本語又は英語により記載したものに限る。)を外務大臣に提出しなければならない。

一 日本国面会交流援助申請をする者(以下この款において「申請者」という。)の氏名及び住所又は居所
二 日本国面会交流援助申請において面会その他の交流を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)の氏名、生年月日及び住所又は居所(これらの事項が明らかでないときは、その旨その他申請に係る子を特定するために必要な事項)
三 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の氏名その他当該者を特定するために必要な事項
四 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締結国であることを明らかにするために必要な事項

五 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができ、かつ、申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていないことを明らかにするために必要な事項
六 申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するために必要な事項(これらの事項が明らかでないときは、その旨)
3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。
4 日本国面会交流援助申請は、日本国以外の条約締結国の中央当局を経由してすることができる。この場合において、申請者は、第二項各号に掲げる事項を記載した書面(日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。)及び前項に規定する書類を外務大臣に提出しなければならない。

子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができ、かつ、申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていないことを明らかにするために必要な事項
六 申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するために必要な事項(これらの事項が明らかでないときは、その旨)
3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。
4 日本国面会交流援助申請は、日本国以外の条約締結国の中央当局を経由してすることができる。この場合において、申請者は、第二項各号に掲げる事項を記載した書面(日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。)及び前項に規定する書類を外務大臣に提出しなければならない。

(日本国面会交流援助の決定及び通知)
第十七条 外務大臣は、日本国面会交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合及び第十九条第一項の規定により当該日本国面会交流援助申請に係る書類の写しを送付する場合を除き、日本国面会交流援助の決定(以下「日本国面会交流援助決定」という。)をし、遅滞なく、申請者にその旨の通知(申請者が前条第四項の規定により日本国以外の条約締結国の中央当局を経由して日本国面会交流援助申請をした場合にあつては、当該中央当局を経由してする通知。次条第二項及び第十九条第二項において同じ。)をしなければならない。

2 外務大臣は、日本国面会交流援助決定をした場合には、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。
一 第二十条において準用する第九条又は第十条に規定する措置

一 第二十条において準用する第九条又は第十条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中央当局との連絡

三 この法律に定める手続その他子との面会その他の交流の実現に關連する日本国の法令に基づく制度に關する情報の申請者への提供

(日本国面会交流援助申請の却下)

第十八条 外務大臣は、日本国面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国面会交流援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が日本国内に所在していることが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所若しくは居所を有していることが明らかであり、又は日本国以外の条約締約国に住所若しくは居所を有していないことが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていないことが明らかであること。

2 外務大臣は、前項の規定により日本国面会交流援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならぬ。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかである場合において、日本国面会交流援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第十六条第二項の申請書(申請者が同条第四項の規定により日本国面会交流援助申請をした場合にあっては、同項に規定する書面及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない)。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助に關する準用規定)

第二十条 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十九条に規定する子の返還に關する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に關する事件若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流に關する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

第二十一条 (外国面会交流援助申請) 日本国以外の条約締約国に所在している子であつて、面会その他の交流をすることができなくなる直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国であるものについて、当該国又は地域の法令に基づき面会その他の交流を

することができなくなる者(日本国内に住所又は居所を有しているものに限る)は、当該子との面会その他の交流が妨げられていないと推定する場合には、当該子との面会その他の交流を実現するための援助(以下「外国面会交流援助」という)を外務大臣に申請することができる。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、外国面会交流援助の申請(以下「外国面会交流援助申請」という)について準用する。

(外国面会交流援助の決定及び通知)

第二十二条 外務大臣は、外国面会交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、外国面会交流援助の決定(以下「外国面会交流援助決定」という)をし、遅滞なく、外国面会交流援助申請をした者(以下この款において「申請者」という)にその旨を通知しなければならない。

2 外務大臣は、外国面会交流援助決定をした場合には、第二十四条に規定する措置をとるものとする。

3 外務大臣は、外国面会交流援助決定をした場合には、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中央当局との連絡

(外国面会交流援助申請の却下)

第二十三条 外務大臣は、外国面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国面会交流援助申請を却下する。

一 外国面会交流援助申請において面会その他の交流を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という)が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

三 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所又は居所を有していることが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていないことが明らかであること。

2 外務大臣は、前項の規定により外国面会交流援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由を通知しなければならない。

(外国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

第二十四条 外務大臣は、外国面会交流援助決定をした場合には、第二十一条第二項において準用する第十六条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

(外国面会交流援助に關する準用規定)

第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し外国面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国への子の返還」とあるのは「申請に係る子についての子との面会その他の交流」と、「当該子

かであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所又は居所を有していることが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていないことが明らかであること。

2 外務大臣は、前項の規定により外国面会交流援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由を通知しなければならない。

(外国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

第二十四条 外務大臣は、外国面会交流援助決定をした場合には、第二十一条第二項において準用する第十六条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

(外国面会交流援助に關する準用規定)

第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し外国面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国への子の返還」とあるのは「申請に係る子についての子との面会その他の交流」と、「当該子

かであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所又は居所を有していることが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。

の返還に係る子」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

第三章 子の返還に関する事件の手續等

第一節 返還事由等

(条約に基づく子の返還)

第二十六条 日本国への連れ去り又は日本国における留置により子についての監護の権利を侵害された者は、子を監護している者に対し、この法律の定めるところにより、常居所地国に子を返還することを命ずるよう家庭裁判所に申し立てることができる。

(子の返還事由)

第二十七条 裁判所は、子の返還の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、子の返還を命じなければならない。

- 一 子が十六歳に達していないこと。
- 二 子が日本国内に所在していること。
- 三 常居所地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。
- 四 当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に、常居所地国が条約締約国であったこと。

(子の返還拒否事由等)

第二十八条 裁判所は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるときは、子の返還を命じてはならない。

- 一 第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して常居所地国に子を返還することが子の利益に資すると認めるときは、子の返還を命ずることができる。

- 二 子の返還の申立てが当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時から一年を経過した後に行われたものであり、かつ、子が新たな環境に適応していること。
- 三 申立人が当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に子に対して現実に監護の権利を行使していなかったこと(当該連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護

の権利を行使していたと認められる場合を除く)。

- 三 申立人が当該連れ去りの前若しくは当該留置の開始の前にこれに同意し、又は当該連れ去りの後若しくは当該留置の開始の後にこれを承諾したこと。

- 四 常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

- 五 子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。

- 六 常居所地国に子を返還することが日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。

- 二 裁判所は、前項第四号に掲げる事由の有無を判断するに当たっては、次に掲げる事情その他の一切の事情を考慮するものとする。

- 一 常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(次号において「暴力等」という。)を受けられるおそれの有無

- 二 相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けられるおそれの有無

- 三 申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無

- 三 裁判所は、日本国において子の監護に関する裁判があったこと又は外国においてされた子の監護に関する裁判が日本国で効力を有する可能性があることのみを理由として、子の返還の申立てを却下する裁判をしてはならない。ただし、これらの子の監護に関する裁判の理由を子の返還の申立てについての裁判において考慮することを妨げない。

第二節 子の返還に関する事件の手續の通則

(子の返還に関する事件の手續)

第二十九条 子の返還に関する事件(第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件、第二百二十一条の規定による調査及び勧告の事件並びに第二百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件をいう。以下同じ。)の手續については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)

第三十条 裁判所は、子の返還に関する事件の手續が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に子の返還に関する事件の手續を進行しなければならない。

第三十一条 この法律に定めるもののほか、子の返還に関する事件の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 子の返還申立事件の手續

第一款 総則

第一目 管轄

第三十二条 子の返還申立事件(第二十六条の規定による子の返還の申立てに係る事件をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

- 一 子の住所地(日本国内に子の住所がないときは、又は住所が知れないときは、その居所地。次号において同じ。)が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にある場合

- 二 子の住所地が大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にある場合

- 三 子の返還申立事件は、日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であって、日本国内に子の居所がないとき又は居所が知れないときは、東京家庭裁判所の管轄に属する。

(併合申立てによる管轄)

第三十三条 一の申立てにより数人の子についての子の返還を求める場合には、前条の規定により一人の子についての子の返還の申立てについて管轄権を有する家庭裁判所にその申立てをすることができ。

(管轄裁判所の指定)

第三十四条 管轄裁判所が法律上若しくは事実上の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所は、申立てにより、管轄裁判所を定める。

(管轄の標準時)

第三十五条 裁判所の管轄は、子の返還の申立てがあつた時を標準として定める。

(管轄の合意)

第三十六条 当事者は、第一審に限り、合意により第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所の一を管轄裁判所と定めることができる。

- 2 前項の合意は、子の返還の申立てに關し、かつ、書面で行なわれなければならない。

- 3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(移送等)

第三十七条 裁判所は、子の返還申立事件がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄権を有する家庭裁判所に移送する。

3 第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所は、第一項に規定する場合において、子の返還申立事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を自ら処理することができる。

4 家庭裁判所は、子の返還申立事件がその管轄に属する場合においても、当該子の返還申立事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を他の家庭裁判所(第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。)に移送することができる。

5 第一項、第二項及び前項の規定による移送の裁判並びに第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

6 前項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二十二條の規定は、子の返還申立事件の移送の裁判について準用する。

第二目 裁判所職員の除斥及び忌避(裁判官の除斥)

第三十八条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあつては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者であるとき、又は当事者となる資格を有する者であるとき、

二 裁判官が当事者又は子の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき、

三 裁判官が当事者又は子の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき、

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。

五 裁判官が事件について当事者若しくは子の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき、

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき、

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避) 第三十九条 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができない。

2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後を生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止) 第四十条 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所が裁判をする。

2 前項の裁判は、合議体とする。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで子の返還申立事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 子の返還申立事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかでないとき、

二 前条第二項の規定に違反するとき、

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

6 前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官又は子の返還申立事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)がすることができ

7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかわらず、子の返還申立事件の手続は、停止しない。

8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

(裁判所書記官の除斥及び忌避) 第四十一条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第三十八条、第三十九条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官又は受託裁判官にあつては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることができ

(家庭裁判所調査官の除斥) 第四十二条 家庭裁判所調査官の除斥については、第三十八条並びに第四十条第二項、第八項及び第九項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができない。

3 家庭裁判所調査官の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がする。

第三目 当事者能力及手続行為能力(当事者能力及手続行為能力の原則等) 第四十三条 当事者能力、子の返還申立事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下この項において「手続行為能力」という。)、手続行為能力を欠く者の法定代理、手続行為をするのに必要な授權及び法定代理権の消滅については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十三条、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定を準用する。

2 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人の同意を要することなく、又は法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができない。被保佐人又は被補助人について、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

3 後見人が他の者がした子の返還の申立て又は抗告について手続行為をするには、後見監督人の同意を要しない。

4 後見人が次に掲げる手続行為をするには、後見監督人の同意がなければならぬ。

一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する即時抗告、第八八条第一項の抗告又は第九十一条第二項の申立ての取下げ

三 第四百四十四条の同意(未成年者又は成年被後見人の法定代理人) 第四十四条 親権を行う者又は後見人は、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができない。(特別代理人)

第四十五条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、子の返還申立事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬ。
5 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(法人の代表者等への準用)
第四十六条 法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第四目 参加
第四十七条 当事者となる資格を有する者は、当事者として子の返還申立事件の手続に参加することができる。
2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手続に参加させることができる。
3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面で行わなければならない。
4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(子の参加)
第四十八条 子の返還申立事件において返還を求められている子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返還を求められている子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返還を求められている子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

第三部 法務委員会会議録第八号 平成二十五年六月四日 【参議院】

還を求められている子を、子の返還申立事件の手続に参加させることができる。
3 第一項の規定による参加の申出は、書面で行わなければならない。
4 裁判所は、子の返還申立事件の手続に参加しようとする子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して当該子が当該手続に参加することが当該子の利益を害すると認めるときは、第一項の規定による参加の申出を却下しなければならない。
5 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6 第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手続に参加した子(以下単に「手続に参加した子」という。)は、当事者がすることができず手続行為(子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることができない。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手続に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定により申立てることができる場合に限る。
(手続からの排除)
第四十九条 裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を子の返還申立事件の手続から排除することができる。

2 前項の規定による排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
第五目 手続代理人及び補佐人
第五十条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。
2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

第五十一条 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人(以下この条において「未成年者等」という。)が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。
2 未成年者等が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。
3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。
(手続代理人の代理権の範囲)
第五十二条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加及び強制執行に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。
2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。
一 子の返還の申立ての取下げ又は和解
二 終局決定に対する即時抗告、第八八条第一項の抗若しくは第九十一条第二項の申立て又はこれらの取下げ
三 第九十二条第三項に規定する出国禁止命令の申立て又はその取下げ
四 第九十四条の同意
五 代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができる。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。
4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。
(手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用)
第五十三条 民事訴訟法第三十四条(第三項を除く。)、第三十六条第一項及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く。)の規定は、手続代理人及びその代理権について準用する。

第五十四条 子の返還申立事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。
第六目 手続費用
第五十五条 子の返還申立事件の手続の費用(以下「手続費用」という。)は、各自の負担とする。
2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び手続に参加した子がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。
(手続費用の負担の裁判等)
第五十六条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用裁判所が第九十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する手続の費用を含む。)の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、手続の総費用(裁判所が第九十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する手続の費用を含む。)について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。
3 裁判所が第九十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、子の返還申立事件の手続費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。
(手続費用の立替え)
第五十七条 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の子の返還申立事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。

（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）

第五十八條 民事訴訟法第六十八條から第七十四條までの規定（裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三條第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四十七條第一項又は第四十八條第一項の規定による参加の申出」と、同法第二項中「第六十一條から第六十六條まで及び」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八條第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九條第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一條第四項（前項において準用する同法第七十二條後段）において準用する場合を含む。第七十三條第二項及び第七十四條第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（手続上の救助）

第五十九條 子の返還申立事件の手続の準備及び進行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができ、ただし、救助を求めた者が不当な目的で子の返還の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなきときは、この限りでない。

2 民事訴訟法第八十二條第二項及び第八十三條から第八十六條まで（同法第八十三條第一項第三号を除く。）の規定は、手続上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四條中「第八十二條第一項本文」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十九條第一項本文」と読み

第七目 子の返還申立事件の審理等 替えるものとする。

（手続の非公開）

第六十條 子の返還申立事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

（調書の作成等）

第六十一條 裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもち、これに代えることができる。

（記録の閲覧等）

第六十二條 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付（第四項第一号及び第六十九條第二項において「閲覧等」という。）又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、子の返還申立事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に關しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあったときは、当該申立てに係る許可をしなければならぬ。

4 裁判所は、子の返還申立事件の記録中、第五條第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた相手方又は子の住所又は居所が記載され、又は記録された部分（第二号及び第四十九條第一項において「住所等表示部分」という。）については、前項の規定にかかわらず、同項の申立てに係る許可をしな

いものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 住所等表示部分の閲覧等又はその複製についての相手方の同意があるとき。
二 子の返還を命ずる終局決定が確定した後において、子の返還を命ずる終局決定に関する強制執行をするために必要があるとき。

5 裁判所は、子の返還申立事件において返還を求められている子の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、第三項及び前項ただし書の規定にかかわらず、第三項の申立てに係る許可をしないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てに係る許可をすることを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

6 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、当該申立てに係る許可をすることができる。

7 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は子の返還申立事件に関する事項の証明書については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。

8 子の返還申立事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、子の返還申立事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

9 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
10 前項の規定による即時抗告が子の返還申立事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判

所は、その即時抗告を却下しなければならぬ。

11 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
（期日及び期間）
第六十三條 子の返還申立事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

2 子の返還申立事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。
3 子の返還申立事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

（手続の併合等）

第六十四條 裁判所は、子の返還申立事件の手続を併合し、又は分離することができる。
2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

3 裁判所は、当事者を異にする子の返還申立事件についての手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならぬ。
（法令により手続を続行すべき者による受継）
第六十五條 当事者が子の返還申立事件の手続を続行することができない場合（当事者の死亡による場合を除く。）には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。
3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続

行する資格のある者に子の返還申立事件の手續を受け継がせることができる。

(他の申立権者等による受継)

第六十六条 子の返還申立事件の申立人の死亡によつてその手續を続行することができない場合には、当該子の返還申立事件において申立人となることができる者は、その手續を受け継ぐことができる。

2 前項の規定による受継の申立ては、子の返還申立事件の申立人が死亡した日から一月以内にしなければならない。

3 子の返還申立事件の相手方の死亡によつてその手續を続行することができない場合には、裁判所は、申立てにより又は職権で、相手方が死亡した日から三月以内に限り、相手方の死亡後に子を監護している者に、その手續を受け継がせることができる。

(送達及び手續の中止)

第六十七条 送達及び子の返還申立事件の手續の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三十条から第三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第一百十三条中「その訴訟の目的である請求又は防禦の方法」とあるのは、「裁判を求め事項」と読み替へるものとする。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第六十八条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八日 電子情報処理組織による申立て等

第六十九条 子の返還申立事件の手續における申立てその他の申述(次項において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第三十二条の十第一項から第五項までの規定(支払督促に関する部分を除く。)を準用する。

2 前項において準用する民事訴訟法第三十二条

条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係る第六十二条第一項の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、同法第三十二条の十第五項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第二款 第一審裁判所における子の返還申立事件の手續

第一日 子の返還の申立て

(申立ての方式等)

第七十条 子の返還の申立ては、申立書(以下「子の返還申立書」という。)を家庭裁判所に提出しなければならない。

2 子の返還申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、第二号に掲げる申立ての趣旨は、返還を求めらるる子及び子を返還すべき条約締約国を特定して記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨

三 子の返還申立事件の手續による旨

3 申立人は、一の申立てにより数人の子についての子の返還を求めることができる。

4 子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い、子の返還の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

5 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。

6 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(申立ての変更)

第七十一条 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨を変更することができる。ただし、第八十九条の規定により審理を終

結した後は、この限りでない。

2 申立ての趣旨の変更は、子の返還申立事件の手續の期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

3 家庭裁判所は、申立ての趣旨の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨の変更により子の返還申立事件の手續が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

(申立書の写しの送付等)

第七十二条 子の返還の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、子の返還申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

2 前項の規定による子の返還申立書の写しの送付は、公示送達の方法によつては、することができる。

3 第七十条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付をすることができる場合について準用する。

4 裁判長は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。

5 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

第二日 子の返還申立事件の手續の期日

(裁判長の手續指揮権)

第七十三条 子の返還申立事件の手續の期日においては、裁判長が手續を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。

3 当事者が子の返還申立事件の手續の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。

べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。

(受命裁判官による手續)

第七十四条 家庭裁判所は、受命裁判官に子の返還申立事件の手續の期日における手續を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第八十二条第三項の規定又は第八十六条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。

2 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手續)

第七十五条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、子の返還申立事件の手續の期日における手續(証拠調べを除く。)を行うことができる。

2 子の返還申立事件の手續の期日に出頭しない前項の手續に關与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(通訳人の立会い等その他の措置)

第七十六条 子の返還申立事件の手續の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第一百五十四条の規定を、子の返還申立事件の手續關係を明瞭にするために必要な陳述をすることができる当事者、手續に参加した子、代理人及び補佐人に対する措置については同法第一百五十五条の規定を、それぞれ準用する。

第三日 事実の調査及び証拠調べ

(事実の調査及び証拠調べ等)

第七十七条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。

2 申立人及び相手方は、それぞれ第二十七条に

規定する事由第二十八条第一項第二号に規定する場合に規定する事由を含む。についての資料及び同項に規定する事由についての資料を提出するほか、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(疎明)

第七十八条 疎明は、即時に取り調べることができ資料によつてしなければならない。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第七十九条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第八十条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、子の返還申立事件の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち合わせることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち合わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

(裁判所技官による診断等)

第八十一条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

(事実の調査の嘱託等)

第八十二条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託により職務を行う受託

裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。

4 前三項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(調査の嘱託等)

第八十三条 家庭裁判所は、必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

(事実の調査の通知)

第八十四条 家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

(陳述の聴取)

第八十五条 家庭裁判所は、子の返還の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴かなければならない。

2 家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができ。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

第八十六条 子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定(同法第七十九条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第二百条、第二百零一条、第二百零二条、第二百零三条、第二百零四条、第二百零五条、第二百零六条、第二百零七条、第二百零八条、第二百零九条、第二百一十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百一十三条、第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百一十七条、第二百一十八条、第二百一十九条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十四条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十七条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百条)を準用する。この場合において、同法第八十

五条第一項中「地方裁判所若しくは簡易裁判所」とあるのは「他の家庭裁判所」と、同条第二項中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(不法を証する文書の提出)

第八十七条 家庭裁判所は、申立人が不法な連れ去り又は不法な留置があったことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、申立人に対し、当該文書を提出することを求めることができる。

第四目

子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等

第八十八条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、終局決定をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じ、その意思を考慮しなければならない。

第五目 審理の終結等

(審理の終結)

第八十九条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を含めなければならない。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

(裁判日)

第九十条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

第六目 裁判

(裁判の方式)

第九十一条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。

(終局決定)

第九十二条 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

2 家庭裁判所は、子の返還申立事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができる。手続の併合を命じた数個の子の返還申立事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

(終局決定の告知及び効力の発生等)

第九十三条 終局決定は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。ただし、子(手続に参加した子を除く)に対しては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

2 終局決定は、当事者に告知することによってその効力を生ずる。ただし、子の返還を命ずる終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

3 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

4 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(終局決定の方式及び裁判書)

第九十四条 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由
- 三 当事者及び法定代理人
- 四 裁判所

(更正決定)

第九十五条 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 終局決定に対し適法な即時抗告があったときは、前二項の即時抗告は、することができない。

(終局決定に関する民事訴訟法の準用)

第九十六条 民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条第二項後段を除く。の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。

(中間決定)

第九十七条 家庭裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができ。

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(終局決定以外の裁判)

第九十八条 終局決定以外の裁判は、これを受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 終局決定以外の裁判については、これを受ける者(数人あるときは、そのうちの一人)に告知することによってその効力を生ずる。

3 第九十二条から第九十六条まで(第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項を除く。)の規定は、前項の裁判について準用する。この場合において、第九十四条第二項第二号中「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

4 子の返還申立事件の手續の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

5 終局決定以外の裁判は、判事補が単独ですることができ。

第七日 裁判によらない子の返還申立事件の終了

(子の返還の申立ての取下げ)

第九十九条 子の返還の申立ては、終局決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、申立ての取下げは、終局決定がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 前項ただし書の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合においては、家庭裁判所は、相手方に対し、申立ての取下げがあったことを通知しなければならない。ただし、申立ての取下げが子の返還申立事件の手續の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、申立ての取下げがあった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手續又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「子の返還申立事件の手續の期日」と読み替えるものとする。

(和解)

第一百条 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟法第八十九条、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条及び第二百六十五条第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「子の返還申立事件の手續」と読み替えるものとする。

2 子の返還申立事件においては、子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に関する事項及び婚姻費用の分担に関する事項についても、和解をすることができ。

3 次の各号に掲げる事項についての和解を調査に記載したときは、その記載は、当該各号に定める裁判と同一の効力を有する。

一 子の返還 確定した子の返還を命ずる終局決定
二 子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に関する事項及び婚姻費用の分担に関する事項 確定した家事事件手續法(平成二十三年法律第五十二号)第三十九条の規定による審判
三 その他の事項 確定判決

第三款 不服申立て

第一日 終局決定に対する即時抗告
(即時抗告をすることができ) 第一百条 当事者は、終局決定に対し、即時抗告をすることができ。

2 子は、子の返還を命ずる終局決定に対し、即時抗告をすることができ。

3 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。

(即時抗告期間) 第一百二条 終局決定に対する即時抗告は、二週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 当事者又は手続に参加した子による即時抗告の期間は、即時抗告をする者が終局決定の告知を受けた日から進行する。

3 子(手続に参加した子を除く。)による即時抗告の期間は、当事者が終局決定の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。(即時抗告の提起の方式等) 第一百三條 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出

してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人
二 原決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨

3 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならない。

4 前項の規定による終局決定に対しては、即時抗告をすることができ。

5 前項の即時抗告は、一週間の不変期間内に行ななければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

6 第七十条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(抗告状の写しの送付等)

第一百四條 終局決定に対する即時抗告があった場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかるときを除き、原審における当事者及び手続に参加した子(抗告人を除く。)に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。

2 裁判長は、前項の規定による抗告状の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

(陳述の聴取)

第一百五條 抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかるときを除き、原審における当事者(抗告人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

(抗告裁判所による裁判) 第一百六條 抗告裁判所は、即時抗告を理由があると認める場合には、自ら裁判をしなければならない。ただし、次条第三項において準用する民

事訴訟法第三百七条又は第三百八条第一項の規定により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、この限りでない。

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)
第七七条 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前款の規定(第七十条第六項、第七十二条第二項及び第五項、第九十三条第二項及び第四項、第九十五条第三項から第五項まで並びに第九十八条第五項を除く。)を準用する。

2 抗告裁判所は、第四百条第一項の規定による抗告状の写しの送付をすることを要しないときは、前項において準用する第八十九条の規定による審理の終結の手続を経ることなく、即時抗告を却下し、又は棄却することができる。

3 民事訴訟法第二百八十二条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百九条までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項(第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条)とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第九十九条第四項と、同法第二百九十九条第二項中「第六条第一項各号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項各号」と、同法第三百三条第五項中「第八十九条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十条」と読み替えるものとする。

第二目 終局決定に対する特別抗告
(特別抗告をすることができる裁判等)
第八八条 高等裁判所の終局決定に対しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高

裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告(以下「特別抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

(原裁判の執行停止)
第九九条 特別抗告は、執行停止の効力を有しない。ただし、前条第二項の抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

2 前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

3 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)
第一百条 第二百二条第二項及び第三項、第二百三条(第四項及び第五項を除く)、第二百四条、第二百五条並びに第七七条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。

2 民事訴訟法第三百十四條第二項、第三百十五條、第三百十六條第一項第二号に係る部分に限る。、第三百二十一條第一項、第三百二十二條、第三百二十五條第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六條並びに第三百三十六條第二項の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百十四條第二項中「前条第九十九条第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第九十九条第二項」と、同法第三百二十二條中「前二条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約の実施に関する法律第八八条第二項の規定及び同法第一百十條第二項において準用する第三百二十一條第一項」と、同法第三百二十五條第一項前段及び第二項中「第三百二十二條第一項又は第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第八八条第一項」と、同法第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同法第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第三目 終局決定に対する許可抗告
(許可抗告をすることができる裁判等)
第一百一十條 高等裁判所の終局決定(次項の申立てについての決定を除く。)に対しては、第八八条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の高等裁判所は、同項の終局決定について、最高裁判所の判例(これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

3 前項の申立てにおいては、第八八条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という。)があつたものとみなす。

5 許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立書又は同項の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。

6 許可抗告が係属する抗告裁判所は、終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができる。(即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用)

第一百一十二條 第二百二條第二項及び第三項、第二百三條(第四項及び第五項を除く)、第二百四條、第二百五條、第七七條並びに第九九條の規定は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第二百二條第二項及び第三項、第二百三條第一項、第二項第二号及び第三項、第二百四條第一項並びに第二百五條中「即時抗告」とあり、第二百三條第六項中「即時抗告の提起」とあり、並びに第九九條第一項本文中「特別抗告」とあるのは「第一百一十條第二項の申立て」と、第二百三條第一項、第二項及び第六項、第二百四條並びに第二百七條第二項中「抗告状」とあるのは「第一百一十條第二項の規定による許可の申立書」と、同条中「即時抗告」とあり、及び第九九條第一項ただし書中「特別抗告」とあるのは「第一百一十條第四項に規定する許可抗告」と読み替えるものとする。

2 民事訴訟法第三百十五條及び第三百二十六條第二項の規定は前条第二項の申立てについて、同法第三百十八條第三項の規定は前条第二項の規定による許可をする場合について、同法第三百十八條第四項後段、第三百二十一條第一項、第三百二十二條、第三百二十五條第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項並びに第三百二十六條の規定は前条第二項の規定による許可があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十八條第四項後段中「第三百二十條」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十條第五項」と、同法第三百二十二條中「前二條」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十條第一項前段及び第二項」と、同法第三百二十五條第一項前段及び第二項中「第三百十二條第一項又は第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十條第二項」と、同法第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻

し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとす
る。

第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立ての対象

第百十三條 終局決定以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができ
る。

(受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議)

第百十四條 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に對して不服がある当事者は、子の返還申立事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができ
る。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることが
できるものであるときに限る。

2 前項の異議の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができ
る。

(即時抗告期間等)

第百十五條 終局決定以外の裁判に對する即時抗告は、一週間の不変期間内にしなければなら
ない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができ
る。

3 第百九條第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

4 原裁判をした裁判所、裁判官又は裁判長は、即時抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しななければならない。

(終局決定に對する不服申立ての規定の準用等)
第百十六條 前三目の規定(第百一條第一項及び

第二項、第百二條第一項並びに同条第三項、第百四條及び第百五條(これらの規定を第百十二條第一項において準用する場合を含む。))並びに第百十條の規定を除く。は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に對する不服申立てについて準用する。この場合において、第百八條第一項中「高等裁判所の終局決定」とあるのは「家庭裁判所の終局決定以外の裁判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の終局決定以外の裁判」と、第百十一條第一項中「できる」とあるのは「できる。ただし、その決定が家庭裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができものであるときに限る」と読み替えるものとする。

2 第百二條第二項及び第三項、第百三條並びに第百七條の規定は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に對する特別抗告及びその抗告審に關する手続について準用する。この場合において、第百三條第六項中「及び第五項」とあるのは、「から第六項まで」と読み替えるものとする。

3 民事訴訟法第百十四條第二項、第百十五條、第百十六條(第一項第一号を除く。)、第百二十一條第一項、第百二十二條、第百二十五條第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第百二十六條並びに第百三十六條第二項の規定は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に對する特別抗告及びその抗告審に關する手続について準用する。この場合において、同法第百十四條第二項中「前条において準用する第百八十八條及び第百八十九條第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に關する法律第百十六條第二項において読み替えて準用する同法第百三條第六項」と、同法第百十六條第二項中「對しては」とあるのは「對しては、一週間の不変期間内に」と、同法第百二十二條中「前二條」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に關する

法律第百十六條第一項において準用する同法第百八條第二項の規定及び同法第百十六條第三項において準用する第百二十一條第一項」と、同法第百二十五條第一項又は第二項とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に關する法律第百十六條第一項において読み替えて準用する同法第百八條第一項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第四款 終局決定の変更

(終局決定の変更)
第百十七條 子の返還を命ずる終局決定をした裁判所(その決定に對して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定(第百七條第二項の規定による決定を除く。以下この項において同じ。))をしたときは、当該抗告裁判所は、子の返還を命ずる終局決定が確定した後に、事情の変更によりその決定を維持することを不当と認めるに至つたときは、当事者の申立てにより、その決定(当該抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定をした場合にあっては、当該終局決定)を変更することができる。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。

2 前項の規定による終局決定の変更の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 当事者及び法定代理人
二 変更を求め終局決定の表示及びその決定に對して変更を求めらる旨
三 終局決定の変更を求めらる理由
三 裁判所は、第一項の規定により終局決定を変更するとき、当事者(同項の申立てをした者を除く。の)陳述を聴かなければならない。

4 第一項の申立てを却下する終局決定に對しては、当該申立てをした者は、即時抗告をすることができ
る。

5 第一項の規定により終局決定を変更する決定に對しては、即時抗告をすることができ
る。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に關する規定を準用する。

第百十八條 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合において、同項の規定による変更の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点につき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命ずることができ
る。

2 前項の規定による申立てについての裁判に對しては、不服を申し立てることができ
ない。

3 第百九條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

第五款 再審

(再審)
第百十九條 確定した終局決定その他の裁判事件を完結するものに限る。第五項において同じ。に對しては、再審の申立てをすることができ
る。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に關する規定を準用する。

3 民事訴訟法第四編の規定(同法第百四十一條及び第百四十九條の規定を除く。))は、第一項の再審の申立て及びこれに關する手続について準用する。この場合において、同法第百四十八條第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する民事訴訟法第百四十六條第一項の再審開始の決定に對する即時抗告

は、執行停止の効力を有する。

5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができない。

(執行停止の裁判)

第二百二十条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命ずることができ

2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
3 第九九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告

第二百一十一条 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所(抗告裁判所が子の返還を命ずる終局決定をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。)は、権利者の申出があるときは、子の返還の義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所は、前項の規定による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができる。

3 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所(次項及び第五項においてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭

裁判所」という。)は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

5 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 第一項の規定による調査及び勧告の手續には、その性質に反しない限り、前節第一款の規定を準用する。
7 前各項の規定は、和解によつて定められた義務の履行について準用する。

第五節 出国禁止命令

第二百一十二条 子の返還申立事件が係属する家庭裁判所は、子の返還申立事件の当事者が子を日本国外に出国させるおそれがあるときは、子の返還申立事件の一方の当事者の申立てにより、他方の当事者に対し、子を出国させてはならないことを命ずることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定による申立てに係る事件の相手方が子が名義人となつている旅券を所持すると認めるときは、申立てにより、同項の規定による裁判において、当該旅券の外務大臣への提出を命じなければならない。

3 子の返還申立事件が高等裁判所に係属する場合は、その高等裁判所が、前二項の規定による裁判(以下「出国禁止命令」という。)をする。

4 出国禁止命令は、子の返還の申立てについての終局決定の確定により、その効力を失う。

(出国禁止命令の申立て等)

第二百一十三条 出国禁止命令の申立ては、その趣旨及び出国禁止命令を求める事由を明らかにしなくてはならない。

2 出国禁止命令を求める事由については、出国禁止命令の申立てに係る事件(以下「出国禁止命令事件」という。)の申立人が資料を提出しなればならない。

3 前条第二項の規定による裁判の申立ては、出国禁止命令があるまで、取り下げることができ

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。))とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百一十三条第二項に規定する出国禁止命令事件の手續の期日」と読み替へるものとする。

(陳述の聴取)

第二百一十四条 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方の陳述を聴かなければ、することができない。ただし、その陳述を聴く手續を経ることにより出国禁止命令の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

(記録の閲覧等)
第二百一十五条 裁判所は、第二百一十三条において準用する第六十一条第三項の規定にかかわらず、出国禁止命令事件について、出国禁止命令事件の当事者から同条第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合には、出国禁止命令事件の相手方に対し、出国禁止命令が係属したことを通知し、又は出国禁止命令を告知するまでは、相当と認めるときに限り、これを許可することができる。

(出国禁止命令の告知及び効力)
第二百一十六条 出国禁止命令の申立てについての

裁判は、出国禁止命令事件の当事者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方に告知することによつてその効力を生じ、出国禁止命令の申立てを却下する裁判は、出国禁止命令事件の申立人に告知することによつてその効力を生ずる。

(即時抗告)

第二百一十七条 出国禁止命令事件の当事者は、出国禁止命令の申立てについての裁判に対し、即時抗告をすることができる。

(即時抗告に伴う執行停止)

第二百一十八条 前条の規定により即時抗告が提起された場合において、原裁判の取消しの原因となることが明らかでない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があつたときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、又は担保を立てさせないで原裁判の執行の停止を命ずることができる。出国禁止命令事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、この処分を命ずることができる。

2 第二百一十三条第二項の規定は前項の申立てについて、第九九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について、それぞれ準用する。

(出国禁止命令の取消し)

第二百一十九条 第二百一十二条第一項の規定による裁判が確定した後に、当該裁判を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、子の返還申立事件が係属する裁判所は、当該裁判を受けた者の申立てにより、当該裁判の取消しの裁判をすることができる。

2 裁判所が、第二百一十二条第一項の規定による裁判を取り消す場合において、同条第二項の規定による裁判がされているときは、裁判所は、当該裁判をも取り消さなければならない。

3 第二百二十三条及び前三条の規定は、第一項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

(調書の作成)

第三百三十条 裁判所書記官は、出国禁止命令事件及び前条第一項の規定による申立てに係る事件(第二百三十三條において「出国禁止命令取消事件」という。)の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(外務大臣による旅券の保管)

第三百三十一條 外務大臣は、第二百二十二條第二項の規定による裁判を受けた者から当該裁判に係る旅券の提出を受けたときは、当該旅券を保管しなければならない。

2 外務大臣は、出国禁止命令が効力を失ったときは、前項の旅券の提出を行った者の求めにより、当該旅券を返還しなければならない。

(過料の裁判)

第三百三十二條 第二百二十二條の規定による裁判を受けた者が当該裁判に従わないときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

(子の返還申立事件の手続規定の準用)

第三百三十三條 出国禁止命令事件及び出国禁止命令取消事件の手続については、特別の定めがある場合を除き、第三節第一款から第三款まで及び第五款第七十二條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十條、第九十九條及び第一百條を除く。)の規定を準用する。この場合において、第九十四條第二項第二号中「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則

(子の返還の強制執行)

第三百三十四條 子の返還の強制執行は、民事執行法昭和五十四年法律第四号)第七十一条第一

項の規定により執行裁判所が第三者に子の返還を実施させる決定をする方法により行うほか、同法第七十二条第一項に規定する方法により行う。

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命ずる終局決定(確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。)の正本に基づいて実施する。

(子の年齢による子の返還の強制執行の制限)

第三百三十五條 子が十六歳に達した場合には、民事執行法第七十一条第一項の規定による子の返還の強制執行(同項の規定による決定に基づく子の返還の実施を含む。以下「子の返還の代替執行」という。)は、することができない。

2 民事執行法第七十二条第一項に規定する方法による子の返還の強制執行の手続において、執行裁判所は、子が十六歳に達した日の翌日以降に子を返還しないことを理由として、同項の規定による金銭の支払を命じてはならない。

(間接強制の前置)

第三百三十六條 子の返還の代替執行の申立ては、民事執行法第七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過した後(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後)でなければすることができない。

(子の返還の代替執行の申立て)

第三百三十七條 子の返還の代替執行の申立ては、債務者に代わって常居所地国に子を返還する者(以下「返還実施者」という。)となるべき者を特定してしなければならない。

(子の返還を実施させる決定)

第三百三十八條 第三百三十四條第一項の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定し、かつ、返還実施者を指定してしなければならない。

(子の返還の代替執行の申立ての却下)

第三百三十九條 執行裁判所は、第三百三十七條の返還実施者となるべき者を前条の規定により返還に相当しないと認めるときは、第三百三十七條の申立てを却下しなければならない。

(執行官の権限)

第四百十條 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

1 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

2 返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させること。

3 債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせること。

2 執行官は、前項に規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、同項各号に掲げる行為をすることができる。

3 前二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、子が債務者と共にいる場合に限り、することができる。

4 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

5 執行官は、前項の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な

影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とする。

6 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、返還実施者に対し、必要な指示をすることができる。

(返還実施者の権限)

第四百十一條 返還実施者は、常居所地国に子を返還するために、子の監護その他の必要な行為をすることができる。

2 子の返還の代替執行の手続については、民事執行法第七十一条第六項の規定は、適用しない。

(外務大臣の協力)

第四百十二條 外務大臣は、子の返還の代替執行に関し、立会いその他の必要な協力を行うことができる。

(執行事件の記録の閲覧等)

第四百十三條 子の返還の強制執行に係る事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

第五章 家事事件の手続に関する特則

第一節 子の返還申立事件に係る家事調停の手続等

(付調停)

第四百十四條 家庭裁判所及び高等裁判所は、当事者の同意を得て、いつでも、職権で、子の返還申立事件を家事調停に付することができる。

(家事事件手続法の特則)

第四百十五條 裁判所は、前条の規定により事件を家事調停に付する場合においては、家事調停事件を自ら処理しなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所(第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。)に処理することができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前条の規定により事件を家事調停に付した場合の家事調停事件の手續における手續上の行為をすることができ、る能力について準用する。

3 前条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかわらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

4 前条の規定により事件を家事調停に付した場合の家事調停事件の手續においてされた家事事件手続法第二百八十四条第一項の規定による審判(同法第二百七十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判に代わる裁判を含む。以下この項及び第四百七条において「調停に代わる審判」という。)について、同法第二百八十六条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判(同法第二百七十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十七条に規定する異議の申立てを却下する審判に代わる裁判を含む。)が確定したときは、当該調停に代わる審判のうち子の返還を命ずる部分は、同法第二百八十七条の規定にかかわらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

(子の返還申立事件の手續の中止)
第四百六十六条 裁判所が第四百四十四条の規定により事件を家事調停に付したときは、当該裁判所は、家事調停事件が終了するまで子の返還申立事件の手續を中止することができる。
(子の返還の申立ての取下げの擬制)
第四百四十七条 裁判所が第四百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立事件について申立ての取下

げがあつたものとみなす。
第二節 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則

(管轄の特則)
第四百四十八条 外国返還援助決定若しくは日本国面会交流援助決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをする場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める家庭裁判所にも、これらの申立てをすることができ、る。
一 子の住所地(日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居所地。次号において同じ。)が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にあるとき 東京家庭裁判所

二 子の住所地が大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にあるとき 大阪家庭裁判所
2 前項の申立てに係る審判事件及び調停事件は、日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であつて、日本国内に子の居所がないとき又は居所が知れないときは、東京家庭裁判所の管轄に属する。
(記録の閲覧等の特則)
第四百四十九条 子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中に住所等表示部分がある場合には、裁判所は、当該住所等表示部分については、家事事件手続法第四十七条第三項の規定にかかわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、第六十二条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調査の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に第五十四条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合には、当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付又は請求については、第六十二条の規定を準用する。
第六章 過料の裁判の執行等
第五百十条 この法律の規定による過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
2 この法律に規定するものほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法平成二十三年法律第五十一号第五編の規定同法第十九条及び第二百一十一号第一項の規定並びに同法第二百一十号及び第二百二十二号の規定中検察官に関する部分を除く。)を準用する。
第七章 雜則
(審理の状況についての説明)
第五百一十一条 子の返還申立事件の申立人又は外務大臣は、子の返還の申立てから六週間が経過したときは、当該子の返還申立事件に係属している裁判所に対し、審理の状況について説明を求め、ることができる。
(親権者の指定等についての審判事件の取扱い)
第五百一十二条 親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件(人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第三十二条第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。以下この条において同じ。)が係属している場合において、当該審判事件に係属している裁判所に対し、当該審判事件に係る子について不法な連れ去り又は当該審判事件に係る子に連れ去り又は留置があつたことが外務大臣又は当該子についての子の返還申立事件に係属

する裁判所から通知されたときは、当該審判事件が係属している裁判所は、当該審判事件について裁判をしてはならない。ただし、子の返還の申立てが相当の期間内にされないとき、又は子の返還の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

(総合法律支援法の適用に関する特則)
第五百一十三条 条約締結国の国民又は条約締結国に常居所を有する者(日本国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者を除く。)であつて、連れ去り又は留置に係る子についての子の返還、子との面会その他の交流その他条約の適用に関係のある事項について民事裁判等手續我が国の裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手續をいう。)を利用するものは、当該事項に関する限り、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の適用については、同法第三十条第一項第二号に規定する国民等とみなす。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律は、この法律の施行前にされた不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始された不法な留置には、適用しない。
(裁判所法の一部改正)
第三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第六十一条の二第二項中「審理に必要な調査」の下に「その他の法律において定める事務」を加える。
(住民基本台帳法の一部改正)
第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の四十一の項の次に次のように加える。

その変更について定める審判書又は調停調査の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に第五十四条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合には、当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付又は請求については、第六十二条の規定を準用する。
第六章 過料の裁判の執行等
第五百十条 この法律の規定による過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
2 この法律に規定するものほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法平成二十三年法律第五十一号第五編の規定同法第十九条及び第二百一十一号第一項の規定並びに同法第二百一十号及び第二百二十二号の規定中検察官に関する部分を除く。)を準用する。
第七章 雜則
(審理の状況についての説明)
第五百一十一条 子の返還申立事件の申立人又は外務大臣は、子の返還の申立てから六週間が経過したときは、当該子の返還申立事件に係属している裁判所に対し、審理の状況について説明を求め、ることができる。
(親権者の指定等についての審判事件の取扱い)
第五百一十二条 親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件(人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第三十二条第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。以下この条において同じ。)が係属している場合において、当該審判事件に係属している裁判所に対し、当該審判事件に係る子について不法な連れ去り又は当該審判事件に係る子に連れ去り又は留置があつたことが外務大臣又は当該子についての子の返還申立事件に係属

する裁判所から通知されたときは、当該審判事件が係属している裁判所は、当該審判事件について裁判をしてはならない。ただし、子の返還の申立てが相当の期間内にされないとき、又は子の返還の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。
(総合法律支援法の適用に関する特則)
第五百一十三条 条約締結国の国民又は条約締結国に常居所を有する者(日本国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者を除く。)であつて、連れ去り又は留置に係る子についての子の返還、子との面会その他の交流その他条約の適用に関係のある事項について民事裁判等手續我が国の裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手續をいう。)を利用するものは、当該事項に関する限り、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の適用については、同法第三十条第一項第二号に規定する国民等とみなす。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律は、この法律の施行前にされた不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始された不法な留置には、適用しない。
(裁判所法の一部改正)
第三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第六十一条の二第二項中「審理に必要な調査」の下に「その他の法律において定める事務」を加える。
(住民基本台帳法の一部改正)
第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の四十一の項の次に次のように加える。

四十一の二 外務省

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律
 (平成二十五年法律第 号)による同法第四十一条の外国返還援助、同法第四十一条の日本国返還援助、同法第四十一条の日本国面会交流援助又は同法第二十一条の外国面会交流援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
 第五条 民事訴訟費用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二号中「若しくは家事事件」を「、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件」に改める。

別表第一の一五の二の項中「審判若しくはを」を「審判」に改め、「調停」の下に「若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件を加え、「同法の」を「これらの法律の」に改める。

別表第一の一六の項イ中「その他」を、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項の規定による申立てその他」に改める。
 別表第一の一七の項イ(ロ)中「非訟事件手続法」

の下に「又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」を加え、「同法」を「これらの法律」に改める。

別表第一の一八の項中「若しくは家事事件手続法第九十七条第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第九十七条第二項」に改める。

別表第一の一九の項中「又は家事事件手続法第九十七条第一項」を、「家事事件手続法第九十七条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第九十九条第一項」に改め、「申立て」の下に「又は同法第九十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立て」を加える。

(復興庁設置法の一部改正)
 第六条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第三条第一項の表に次のように加える。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第 号)	第五条第一項第一号	内閣府	内閣府及び復興庁
	第五条第一項第二号	機関	機関並びに復興庁

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
 第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
 第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の四十一の項の次に次のように加える改正規定中

「同表の四十一の項」を「同表の四十一の二の項」に、「四十一の二」を「四十一の三」に、「四十一の三」を「四十一の四」に改める。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一〇〇三号)(第一〇〇四号)(第一〇〇六号)(第一〇〇七号)(第一〇〇八号)(第一〇一七号)(第一〇二二号)(第一〇二四号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)
- 一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに關する請願(第一〇二七号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第一〇二八号)

第一〇〇三号 平成二十五年五月十七日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 鹿兒島県始良市 中村真理子 外五百十三名
 紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇〇四号 平成二十五年五月十七日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 神奈川県厚木市 豊雅昭 外百十三名
 紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇〇六号 平成二十五年五月二十日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 長野県上田市 竹内公晴 外千九百九十九名
 紹介議員 羽田雄二郎君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇〇七号 平成二十五年五月二十日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 福島県二本松市 渡辺雄一 外四百九十九名
 紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇〇八号 平成二十五年五月二十日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市 津川知久 外四千四百九十九名
 紹介議員 石井 一君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇一七号 平成二十五年五月二十一日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 東京都八王子市 西川忠良 外四百九十八名
 紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇二二号 平成二十五年五月二十二日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 秋田県大館市 富樫康雄 外五千九百九十九名
 紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇二四号 平成二十五年五月二十三日受理
 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 岡山市 宇垣信子 外千四百九十名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇二五号 平成二十五年五月二十三日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 三重県松阪市 嶋岡進一 外四百九十九名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇二六号 平成二十五年五月二十三日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 東京都板橋区 江口智明 外四百九十九名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一〇二七号 平成二十五年五月二十三日受理
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

請願者 東京都中野区 鈴木和子 外百十九名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一〇二八号 平成二十五年五月二十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

請願者 新潟市 堀内章弘 外四百九十九名

紹介議員 江田 五月君

法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護業務は、適正、迅速になされてこそ、国民の財産と権利を守ることになるが、高水準を保ったままの業務量に対して従事職員が不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保

護業務については、二〇〇八年六月に基本法である更生保護法が施行されたことに伴い、新規施策はもちろん、保護観察業務についても大幅な見直しが行われたが、一連の急激な改革によって業務量は増え続け、組織や業務に生じたゆがみが拡大している。出入国管理業務も、国際交流の活性化、海外旅行の増加などによって出入国者が増大し、また、外国人による不法就労問題への対処、在留審査業務の増加など入管業務も繁忙を極めていいる。少年院施設では、近年の少年非行の複雑化、凶悪・悪質化に伴う処遇困難な少年の増加により、職員の肉体的・精神的負担が増大している。一部の施設で夜間の複数指導体制が試行されているが、人員体制が全く整っていない。このような現状と問題を直視し、その改善を探索するとき、法務省の業務改善は人的確保によること以外にない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、「法務局」「更生保護官署」「入国管理官署」「少年院施設」の定員を増員すること。